

拓殖大学 経営経理研究

第 108 号

2016 年 12 月

論 文

ROE が 8%以上だと株価は上昇するのか中 村 竜 哉 (1)

セキュリティの重要性と必要性の検証

— 企業事例から —金 山 茂 雄 (27)

給与所得に関する裁判事例の検討村 松 芳 弘 (51)

2016 年度 月例研究会報告 (75)

拓殖大学経営経理研究・執筆要領 (81)

前 号 目 次

論 文

産業発展に伴う情報セキュリティの重要性と必要性
—— 産業の活性化と ICT 利活用の実態 —— ……………金 山 茂 雄 (1)

高等教育における
「社会人基礎力」への取組と課題
—— 全国大学・短期大学における実態調査から —— ……長 池 尾 素 子
村 谷 浩 二 郎
浮 田 貞 幸 (29)
英 彦

B コーポレーション及び
ベネフィット・コーポレーション ……………藤 田 祥 子 (51)

会計学はこの惑星を救えるか？
—— グリーソン・ホワイトに込めて —— ……………三代川 正 秀 (73)

青色更正処分に係る理由附記の再考 ……………村 松 芳 弘 (101)
野 口 浩

調査報告

TPP 時代の貿易取引実務の展望
—— 財務省東京税関
2015 年度 税関職員研修講義録 —— ……………武 上 幸之助 (121)

書 評

Andrew Miziniak, *The Unicultural Advantage:
The new cultural roadmap
for global business relationships* ……………鄭 偉 (131)

2015 年度 月例研究会報告 …………… (137)

拓殖大学経営経理研究・投稿規則／執筆要領 …………… (139)

拓殖大学
経営経理研究

第 108 号

拓殖大学経営経理研究所

〈論文〉

ROEが8%以上だと株価は上昇するのか

中 村 竜 哉

要 約

本稿では、なぜ最近の日本企業ではROEを経営指標とした経営の重要性が叫ばれているのかという定性的な分析と、東証一部上場銘柄を対象にして『ROEが8%を超えるとPBRは右肩上がりで上昇し、ROEが8%以下ではPBRは1のあたりで水平となる』傾向が見られるか、『高ROEの銘柄はPERが低下する』傾向が見られるかについての定量的な分析を行った。分析の結果、次の5つの結論を得た。

第1に、2013年6月に日本政府が発表した「日本再興戦略——JAPAN is BACK——」をきっかけにして、各省庁や証券取引所等が「稼ぐ力」の向上を実現するための政策パッケージを立案・実行し、日本企業がこれを受けてROEを経営指標とした経営を実践していることを明らかにした。

第2に、伊藤レポートが稼ぐ力＝ROE>8%の価値観を提示し、株式市場と企業の間でROEが重要であるというコンセンサスができあがり、ROEに関わる理論武装がなされたことを明らかにした。

第3に、『ROEが8%を超えるとPBRは右肩上がりで上昇し、ROEが8%以下ではPBRは1のあたりで水平となる』傾向が見られるか、『高ROEの銘柄はPERが低下する』傾向が見られるかについて東証一部上場銘柄を対象にして分析し、実績ROEとPBR、PERの間には顕著な関係は見られなかったことを明らかにした。

第4に、『予想ROEが8%を超えるとPBRは右肩上がりで上昇し、ROEが8%以下ではPBRは1のあたりで水平となる』傾向ははっきりとは見られなかった。『高ROEの銘柄はPERが低下する』傾向については、実績ROEとPERの関係よりも予想ROEとPERの関係のときの方がそのような傾向は見られるものの、はっきりとした関係は見られなかった。

第5に、『JPX 400に関する予想ROEとPBRにおいて、予想ROEが

高くなると PBR が上昇する傾向が見られ、特に 10.00 を超えると顕著である』、『JPX 400 に関する予想 ROE と PBR において、予想 ROE が 10.00 以下では PBR が 1 に近い銘柄も多い』という 2 つの傾向が見られることを発見した。この傾向は、投資家が予想 ROE を判断材料として JPX 400 銘柄の投資しており、この結果株価が上昇し、PER が上昇していると説明できる。

キーワード：ROE, 稼ぐ力, 伊藤レポート, PBR, PER

はじめに

本稿では、なぜ最近の日本企業では ROE を経営指標とした経営の重要性が叫ばれているのかという定性的な分析と、東証一部上場銘柄を対象にして『ROE が 8% を超えると PBR は右肩上がりで上昇し、ROE が 8% 以下では PBR は 1 のあたりで水平となる』傾向が見られるか、『高 ROE の銘柄は PER が低下する』傾向が見られるかについての定量的な分析を行う。

(1) 日本再興戦略と稼ぐ力の向上を実現するための 政策パッケージ

2013 年 6 月 14 日に、日本政府は「日本再興戦略 — JAPAN is BACK —」を発表し、成長戦略の基本的な考え方を明らかとした。この中で、成長戦略の役割は「企業経営者の、そして国民一人ひとりの自信を回復し、「期待」を「行動」へと変えていくことである」¹⁾と指摘されている。この戦略では、成長への道筋を実行するために、日本再興プラン、戦略市場創造プラン、国際展開戦略の 3 つのアクションプランが打ち出され、

1) 日本政府「日本再興戦略 — JAPAN is BACK —」2013 年, p. 1

表 1 「稼ぐ力」の向上を実現するための政策パッケージ

		「稼ぐ力」の向上を実現するための政策パッケージ
2013年	6月	日本政府は「日本再興戦略 ― JAPAN is BACK ―」を発表
2014年	1月	産業競争力強化法施行（2013年12月4日成立）
	1月	JPX 日経インデックス 400 提供開始（稼ぐ力＝ROE＞8%価値観提示）
	2月	社外取締役の設置に関する上場規定改正・施行（会社法の改正は2014年6月）
	2月	日本版スチュワードシップ・コード公表
	6月	日本政府は「「日本再興戦略」改訂 2014 ― 未来への挑戦 ―」を発表
	8月	伊藤レポート発表（稼ぐ力＝ROE＞8%価値観提示）
	9月	金融モニタリング方針の見直し
	10月	年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が基本ポートフォリオの変更を発表（国内債の比率を大幅に縮小することを発表）
2015年	5月	コーポレートガバナンス・コード公表（6月から適用開始）
	6月	日本政府は「「日本再興戦略」改訂 2015 ― 未来への投資・生産性革命 ―」を発表
2016年	9月	東証が『コーポレートガバナンス・コードへの対応状況』を公表

資料：みずほ総合研究所「コーポレートガバナンス改革と金融資本市場の3つの潮流」
2015年に筆者が一部加筆

これらのプランのうち早期に取り組む必要がある施策の1つに『コーポレートガバナンスを見直し、公的資金等の運用の在り方を検討する』ことが明記されている。

表1は、2013年6月以降、日本政府の方針のうち『稼ぐ力』の向上を実現するために、各省庁や証券取引所等が政策を立案し、実行してきたものをまとめている。

2014年1月20日に、「産業競争力強化法」が施行された。この法律は、日本再興戦略に盛り込まれた施策を確実に実行し、日本経済を再生し、産業競争力を強化することを目的としている。日本の産業競争力を強化するためには、日本経済の3つの歪みである過剰規制、過小投資、過当競争を是正していくことが重要であり、「本法律は、そのキードライバーとして

の役割を果たすもの」²⁾とされている。

日本取引所、東京証券取引所、日本経済新聞社は、2014年1月6日からJPX日経インデックス400（以下、JPX 400）を公表している。これは、「資本の効率的活用や投資者を意識した経営観点など、グローバルな投資基準に求められる諸要件を満たした「投資者にとって投資魅力の高い会社」で構成された新しい株価指数」³⁾である。この株価指標では、東証上場銘柄（一部、二部、マザーズ、JASDAQ）を対象にして、適格基準によるスクリーニング、定量的なスコアリング、定性的な要素による加点を行い、スコアが高い順に400銘柄が選ばれて構成銘柄とされる。適格基準によるスクリーニングでは、上場3年未満の銘柄など選定の対象としないものを除き、直近3年間の売買代金と時価総額で1,000銘柄が選定される。次に、定量的なスコアリングでは、3年平均ROE、3年累積営業利益、時価総額をそれぞれ40%、40%、20%でウェイトづけしてスコアが算出される。ここに、独立した取締役を2人以上選任している場合、IFRSを採用または採用を決定している場合、TDnetを通じて決算情報英文書類を開示している場合には加点される。JPX 400の選定にあたり、ROEが指標として採用され、そのウェイトが40%と高いことが特徴的である。

2014年2月5日に、東京証券取引所は上場会社に対して、少なくとも1人以上の独立した取締役を確保する努力義務を課す有価証券上場規定の改正を行った。この規定は2014年2月10日から施行されている。

2014年2月26日に、日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会から「「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》——投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために——」が公表された。日本版スチュワードシップ・コードとは、「機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」

2) 経済産業省のホームページから抜粋・引用

3) 日本取引所グループのホームページから抜粋・引用

として当該スチュワードシップ責任を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めたもの」⁴⁾である。スチュワードシップ責任とは「機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する」⁵⁾。

2014年6月24日に、日本政府は「『日本再興戦略』改訂2014——未来への挑戦——」を発表した。この中で、改訂戦略における鍵となる施策の1つに『日本の「稼ぐ力」を取り戻す』を据えた。そして、「『日本企業の稼ぐ力』、すなわち中長期的な収益性・生産性を高め、その果実を広く国民(家計)に均てんさせるためには(中略)、まずは、コーポレートガバナンスの強化により、経営者のマインドを変革し、グローバル水準のROEの達成等を一つの目安に、グローバル競争に打ち勝つ攻めの経営判断を後押しする仕組みを強化していくことが重要である」⁶⁾と指摘している。

2014年8月に、経済産業省が取り組む「持続的成長への競争とインセンティブ——企業と望ましい関係構築——」プロジェクトから最終報告書(伊藤レポート)が公表された。「伊藤レポートが発表されたことによって、少なくともROEが重要な指標であるというコンセンサスが株式市場と企業の間でできあがりつつある」⁷⁾として、このレポートによってROEに関わる理論武装がなされたと評価されている。詳細については次節で論じる。

2014年9月に、金融庁は『平成26事務年度 金融モニタリング基本方針(監督・検査基本方針)』を公表した。金融庁は、基本方針を公表した

4) 日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会編「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》——投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために——」2014年、p.1

5) 同上、p.1

6) 日本政府「『日本再興戦略』改訂2014——未来への挑戦——」2014年、p.4

7) 藤田勉『ROE戦略 効用と限界』2016年、中央経済社、p.4

上で、金融機関や金融システムに対する、より深度のある実態把握のため、金融機関への立ち入り検査と金融機関へのヒアリング、資料徴求の運用の一体化を図っている。基本方針には重点施策が明記されるが、ここに事業性評価に基づく融資が含まれることとなった。日本企業の「稼ぐ力」を向上させるために、次のように書かれている。

「グローバルな競争環境の下で事業を展開する企業や産業が国際競争力を維持・強化するとともに、地域経済圏をベースとした企業や産業が、必要に応じ穏やかな集約化を図りつつ効率性や生産性を向上させ、地域における雇用や賃金の改善につながることを期待される。こうした中、金融機関は、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価し（「事業性評価」）、融資や助言を行い、企業や産業の成長可能性などを支援していくことが求められる」⁸⁾

2014年10月31日に、公的年金を運用する年金積立金管理運用独立法人（Government Pension Investment Fund, GPIF）が基本ポートフォリオを見直し、同日、厚生労働大臣から認可を受けて施行した。この結果、国内債券の構成割合を現行の60%から35%に引き下げ、国内株式を12%から25%に、外国株式を12%から25%に、外国債券を11%から15%にそれぞれ引き上げた。GPIFは、株式投資においてスチュワードシップ責任を果たすこと、運用委託先を決定する際にはスチュワードシップ・コードへの取り組みが適正と考えられる運用会社を評価することを投資原則および行動規範に盛り込むことを決定した。

2015年5月13日に、東証はコーポレートガバナンス・コードの策定に

8) 金融庁『平成26事務年度 金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）』, 2014年, p.2

伴う有価証券上場規定等の改正を行った。この結果、コーポレートガバナンス・コードは有価証券上場規定の別添として定められ、2015年6月1日から施行されることとなった。

2015年6月1日に、東証は『コーポレートガバナンス・コード ― 会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために ―』を公表し、同日施行した。これによると、「「コーポレートガバナンス」とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを意味する」(p.2)。コーポレートガバナンス・コードに関して次のように説明されている。

「本コードは、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたものであり、これらが適切に実践されることは、それぞれの会社において持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために自律的な対応が図られることを通じて、会社、投資家、ひいては経済全体の発展にも寄与することとなるものと考えられる」⁹⁾

コーポレートガバナンス・コードは、5つの基本原則と30の原則、38の補充原則の全73原則から構成されている。東証一部と二部に上場している会社には全73原則の実施が求められ、マザーズとJASDAQに上場している会社には基本原則の実施が求められることとなった。

2016年9月13日に、東証から公表された『コーポレートガバナンス・コードへの対応状況(2016年7月時点)』によると、一部上場会社1,996社のうち1,787社、二部上場会社537社のうち465社、マザーズ上場会社225社のうち197社、JASDAQ上場会社759社のうち705社がそれぞれコードへの対応状況を開示している。

9) 東証『コーポレートガバナンス・コード ― 会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために ―』2014年、p.2

2015 年 6 月 30 日に、日本政府は「『日本再興戦略』改訂 2015 ― 未来への投資・生産性革命 ―」を発表し、改訂戦略における鍵となる施策の 1 番目に『(1)「稼ぐ力」を高める企業行動を引き出す i) 「攻め」のコーポレートガバナンスの更なる強化』をあげている。この中で、「スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードを策定することで、金融・資本市場を通じて企業経営に規律を働かせ、経営者による前向きな判断を後押しする仕組みを導入した」¹⁰⁾、「その結果、投資家の目を意識した経営が幅広く浸透し、2 年前には 4 社に 1 社であった ROE が 10%を超える上場企業は 3 社に 1 社を占めるようになった」¹¹⁾と指摘されている。そして、「こうした動きを一過性のものに終わらせず、グローバル市場において「稼ぐ力」を高めていくには（中略）、積極果敢に「未来に向けた投資」を決断し、「攻めの経営」を展開していくことが不可欠である」¹²⁾と提言している。

(2) 伊藤レポート ― なぜ ROE なのか ―

「持続的成長への競争とインセンティブ ― 企業と望ましい関係構築 ―」プロジェクトの最終報告書（伊藤レポート）は、次の 2 つの基本認識に基づいて、経営者や市場関係者、学識経験者が議論し、まとめられたものである。第 1 の基本認識は、日本経済を持続的な成長軌道に乗せていくためには、企業レベルでの競争力を強化し、その収益力（稼ぐ力）を高めていくことが急務であるということである。第 2 の基本認識は、長期的な課題である国富を維持・形成するためにも企業が稼ぐ力を高め、長期的な投資

10) 日本政府「『日本再興戦略』改訂 2015 ― 未来への投資・生産性革命 ―」2015 年，p. 4

11) 同上，p. 4

12) 同上，p. 5

からリターンを得られる仕組みの最適化を図っていく必要があるということである。

同プロジェクトは、エビデンスを基にして日本企業に関する4つの現状が見られることを指摘している。

第1に、ROEと資本コストをめぐる認識のミスマッチである。ROEに関して、「多くの投資家は企業評価の最も重要な指標の1つとしてROEを捉えている」¹³⁾が、「企業側は、ROEを重要な指標として認識していても、必ずしも最重要視しているわけではない」¹⁴⁾と指摘されている。資本コストに関して、「投資家が長期投資できる企業とは、持続的な競争優位により、中長期的に資本コストを上回る利益を創出できると見込まれる企業である」¹⁵⁾が、「日本の上場企業のうち、資本コストを意識する企業は約4割、投資家に開示している企業は約1割弱という調査結果も得られている」¹⁶⁾と指摘されている。

第2に、日本企業のROEは他国に比べて低く、特に事業の収益率を示す売上高利益率が低いことである。

第3に、収益性や株価が低迷した過去20年間に於いて収益を維持できた企業には次の4つの共通項があることである。他社との差別化により価格競争力を持っていること、自社の存在が不可欠になるポジショニングと事業ポートフォリオ最適化を徹底していること、他社との連携も視野に入れた継続的なイノベーションを行っていること、変化を恐れずに時代や自社に合った経営革新に合理的に積極的に取り組んでいることの4つである。

第4に、日本企業の経営者のインセンティブ構造をみると、欧米企業に比べて報酬水準が低く、業績連動部分が少ない傾向にあることである。

13) 「持続的成長への競争とインセンティブ——企業と望ましい関係構築——」プロジェクト最終報告書（伊藤レポート）要旨、2014年、p.3

14) 同上、p.3

15) 同上、p.3

16) 同上、pp.3-4

上の4つの現状を踏まえて、最終報告書（伊藤レポート）では次の2つを提言している。第1に、企業と株主の協創（協調）による持続的な企業価値創造である。企業は株主に帰属する当期純利益の全部または一部を内部留保して再投資にあて、持続的な企業価値創造を行っている。このような持続的な企業価値創造は、企業と株主の協創（協調）の成果であると捉えるべきという提言である。

第2に、資本効率を意識した企業価値経営への転換である。企業の持続的な成長とグローバル経営を推進するためには、長期的な視野を持つ投資家が利用する指標であり、国際的に見て広く認知されている経営指標であるROEを経営の中核的な目標に組み入れ、これにコミットした経営を実行すべきであると提言されている。さらに、具体的に次のように提言されている。

「本プロジェクトでは、グローバルな機関投資家が日本企業に期待する資本コストの平均が7%超との調査結果が示された。これによれば、ROEが8%を超える水準で約9割のグローバル投資家が想定する資本コストを上回ることになる。個々の企業の資本コストの水準は異なるが、グローバルな投資家と対話する際の最低ラインとして8%を上回るROEを達成することに各企業はコミットすべきである」¹⁷⁾

以上のような2つの基本認識と4つの現状認識、2つの提言から成る伊藤レポートであるが、日本企業はROE 8%超をめざす経営を行うという提言のみが過度に喧伝される結果となっている。正しくは次のように評価すべきである。

17) 同上, pp. 4-5

「伊藤レポートの貢献は、経営者に株主の保有する資本の重要性を認識させることである。これまで、多くの経営者は、資本コストに対する意識が高いとは言えなかった。しかし、伊藤レポート以降、多くの経営者が資本のコストにも配慮するようになったのではないか」¹⁸⁾

(3) 東証一部上場銘柄の実績 ROE と PBR, PER の関係

本節では、東証一部の全銘柄を対象にして実績 ROE（自己資本当期純利益率）と実績 PBR（株価純資産倍率）、実績 PER（株価収益率）の現状について検討する。実績 ROE は当期純利益額を当期と前期の自己資本額の平均で除して％表示したものである。実績 PBR は株価を 1 株当たり純資産額で除した値である。実績 PER は 11 月 24 日時点の株価を 1 株当たり当期純利益額で除した値である。

ROE と PBR, PER との間には、 $PBR = ROE \times PER$ という関係がある。これを $PER = PBR / ROE$ と変形することもできる。一般に、ROE を高めると株価は上昇しやすいと言われる。それは、ROE を上昇させると、PER が低下し、株価が上昇すると説明することができる。

表 2、表 3、表 4 は、それぞれ東証一部上場銘柄の実績 ROE、実績 PBR、実績 PER を分類した表である。これら 3 つの指標をすべて利用できる会社 1,942 社（製造業 865 社、非製造業 1,077 社）を対象にしている。

表 2 から次のことが分かる。実績 ROE が 0.00 以下の会社をみると、製造業 71 社（製造業に占める割合 8.2％）、非製造業 60 社（非製造業に占める割合 5.6％）であった。実績 ROE が 0.00 超 8.00 以下の会社は製造業で 450 社（51.7％）、非製造業で 452 社（42.0％）であった。実績 ROE が 8.00 を超える会社は製造業で 350 社（40.2％）、非製造業で 565 社（52.5％）で

18) 藤田勉『ROE 戦略 効用と限界』2016 年、中央経済社、p. 26

表 2 東証一部上場会社の実績 ROE の分類

実績 ROE (%)	製造業会社数 (社)	製造業割合 (%)	非製造業会社数 (社)	非製造業割合 (%)
-0.00 以下	71	8.15%	60	5.57%
0.00 超-1.00 以下	35	4.02%	20	1.86%
1.00 超-2.00 以下	37	4.25%	26	2.41%
2.00 超-3.00 以下	56	6.43%	30	2.79%
3.00 超-4.00 以下	60	6.89%	62	5.76%
4.00 超-5.00 以下	54	6.20%	79	7.34%
5.00 超-6.00 以下	76	8.73%	86	7.99%
6.00 超-7.00 以下	69	7.92%	79	7.34%
7.00 超-8.00 以下	63	7.23%	70	6.50%
8.00 超-9.00 以下	72	8.27%	70	6.50%
9.00 超-10.00 以下	67	7.69%	68	6.31%
10.00 超-15.00 以下	154	17.68%	207	19.22%
15.00 超-20.00 以下	30	3.44%	117	10.86%
20.00 超-25.00 以下	20	2.30%	45	4.18%
25.00 超	7	0.80%	58	5.39%
合 計	871	100.00%	1,077	100.00%

資料：YAHOO! JAPAN ファイナンスのデータ（2016 年 11 月 24 日時点）から筆者が作成

あった。なお、表 2 には記載していないが、製造業の平均値は 6.07、非製造業の平均値は 9.26、全産業の平均値は 7.84 であり、非製造業の平均の方が高い。

表 3 から次のことが分かる。実績 PBR がマイナスの会社も 0.25 以下の会社も存在しなかった。実績 PBR が 1.00 以下の会社は、製造業 416 社（47.8%）、非製造業 434 社（40.3%）であった。製造業では実質 PBR が 1.5 以下の会社は 644 社あり、全体の 74.0%の会社がこの範囲に分類される。非製造業でこの範囲に分類される会社は 638 社であり、全体の 59.2%に過ぎない。製造業の平均値は 1.37、非製造業の平均値は 1.98、全産業の平均値は 1.71 であり、非製造業の平均の方が高い。

表 4 から次のことが分かる。実績 PER が 0.00 以下の会社をみると、製造業 34 社（3.9%）、非製造業 25 社（2.3%）であった。実績 PER が 0.00

表 3 東証一部上場会社の実績 PBR の分類

実績 PBR (%)	製造業会社数 (社)	製造業割合 (%)	非製造業会社数 (社)	非製造業割合 (%)
-0.00 以下	0	0.00%	0	0.00%
0.00 超-0.25 以下	0	0.00%	0	0.00%
0.25 超-0.50 以下	58	6.66%	92	8.54%
0.50 超-0.75 以下	178	20.44%	184	17.08%
0.75 超-1.00 以下	180	20.67%	158	14.67%
1.00 超-1.25 以下	127	14.58%	114	10.58%
1.25 超-1.50 以下	101	11.60%	90	8.36%
1.50 超-1.75 以下	60	6.89%	75	6.96%
1.75 超-2.00 以下	43	4.94%	65	6.04%
2.00 超-2.25 以下	24	2.76%	49	4.55%
2.25 超-2.50 以下	19	2.18%	21	1.95%
2.50 超-3.00 以下	29	3.33%	60	5.57%
3.00 超-4.00 以下	34	3.90%	65	6.04%
4.00 超-10.00 以下	16	1.84%	90	8.36%
10.00 超	2	0.23%	14	1.30%
合 計	871	100.00%	1,077	100.00%

資料：YAHOO! JAPAN ファイナンスのデータ（2016 年 11 月 24 日時点）から筆者が作成

超 10.00 以下の会社は製造業で 127 社（14.7%）、非製造業で 226 社（21.0%）であった。実績 PER が 0.00 超 25.00 以下の会社は製造業で 619 社（71.0%）、非製造業で 841 社（78.1%）であった。製造業の平均値は 31.16、非製造業の平均値は 26.33、全産業の平均値は 28.49 であり、製造業の方が高いという結果であった。

図 1 は東証一部（全産業 1,942 社）の実績 ROE と PBR の関係を示した散布図である。ROE と PBR の関係に関して、『ROE が 8%を超えると PBR は右肩上がりで上昇し、ROE が 8%以下では PBR は 1 のあたりで水平となる』傾向があると考えられている。しかし、東証一部（全産業）の実績 ROE と PBR の関係にははっきりとしたそのような傾向は見られない。PBR が 1 以下の銘柄が多く見られる。実績 ROE が 8%を超えていても PBR が 1 以下の銘柄も見られる。

表 4 東証一部上場会社の実績 PER の分類

実績 PER (%)	製造業会社数 (社)	製造業割合 (%)	非製造業会社数 (社)	非製造業割合 (%)
-0.00 以下	34	3.90%	25	2.32%
0.00 超-5.00 以下	4	0.46%	12	1.11%
5.00 超-10.00 以下	89	10.22%	189	17.55%
10.00 超-15.00 以下	232	26.64%	313	29.06%
15.00 超-20.00 以下	178	20.44%	212	19.68%
20.00 超-25.00 以下	116	13.32%	115	10.68%
25.00 超-30.00 以下	87	9.99%	67	6.22%
30.00 超-40.00 以下	59	6.77%	47	4.36%
40.00 超-50.00 以下	18	2.07%	32	2.97%
50.00 超-60.00 以下	7	0.80%	17	1.58%
60.00 超-70.00 以下	6	0.69%	10	0.93%
70.00 超-80.00 以下	7	0.80%	6	0.56%
80.00 超-90.00 以下	3	0.34%	4	0.37%
90.00 超-100.00 以下	5	0.57%	5	0.46%
100.0 超	26	2.99%	23	2.14%
合 計	871	100.00%	1,077	100.00%

資料：YAHOO! JAPAN ファイナンスのデータ（2016 年 11 月 24 日時点）から筆者が作成

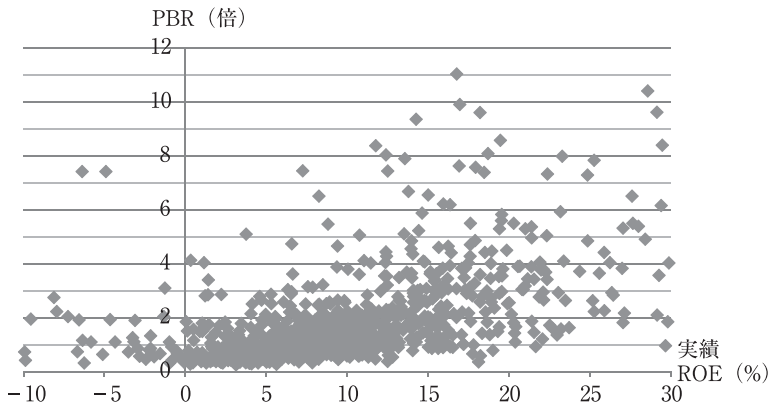


図 1 東証一部（全産業 1,942 社）の実績 ROE と PBR の関係（筆者作成）

他方、実績 ROE が 8%を超えている銘柄の中には PBR が 1.0 を大きく超えているものもある。

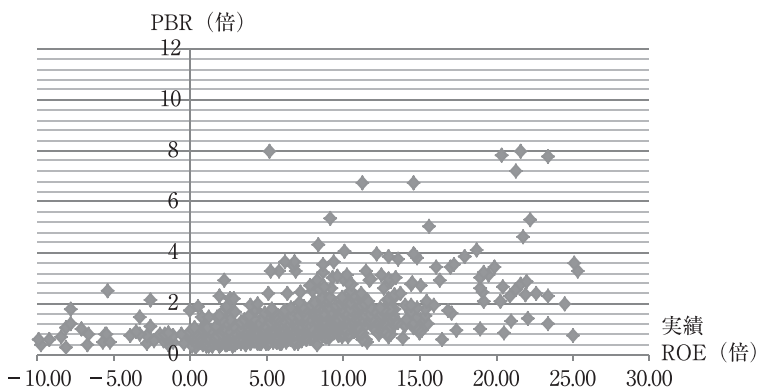
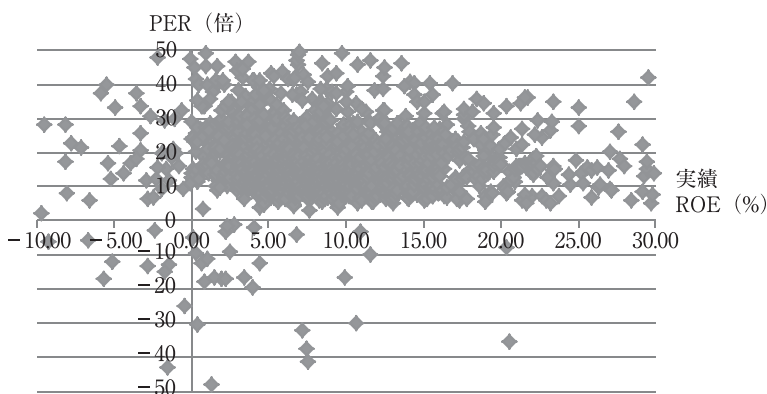


図2は東証一部（全産業1,942社）の実績ROEとPERの関係を示した散布図である。『高ROEの銘柄はPERが低下する』と考えられている。しかし、図2を見ると、東証一部（全産業1,942社）に関しては実績ROEとPERの関係は薄いようである。

製造業と非製造業に分けた場合にはどうであろうか。図3は東証一部

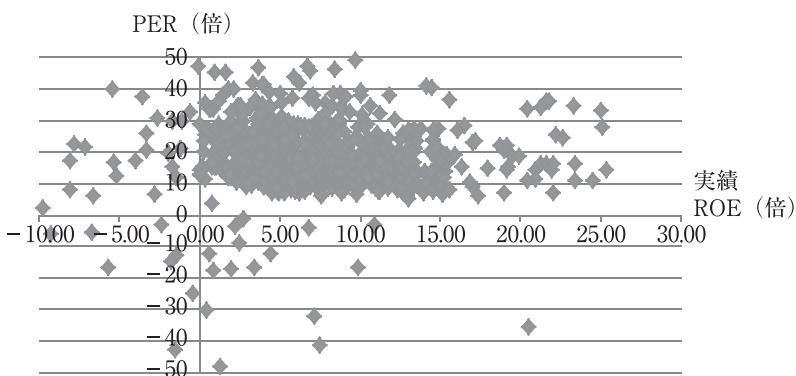


図4 東証一部（製造業 865 社）の実績 ROE と PER の関係（筆者作成）

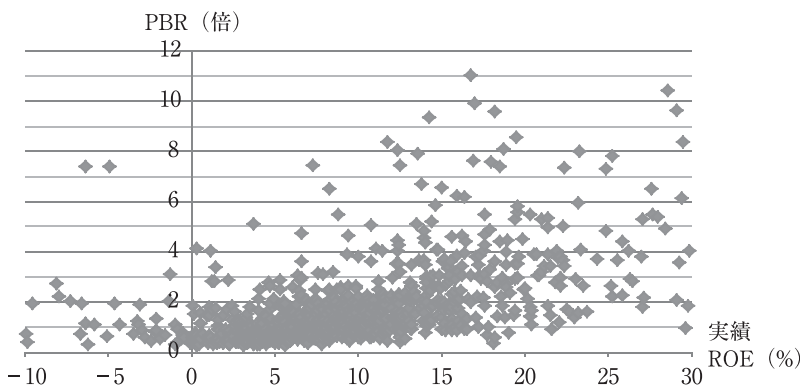


図5 東証一部（非製造業 1,077 社）の実績 ROE と PBR の関係（筆者作成）

（製造業 865 社）の実績 ROE と PBR の関係を、図 4 は東証一部（製造業 865 社）の実績 ROE と PER の関係を示した散布図である。図 5 は東証一部（非製造業 1,077 社）の実績 ROE と PBR の関係を、図 6 は東証一部（非製造業 1,077 社）の実績 ROE と PER の関係を示した散布図である。これらの図を見ると、全産業の場合と同様の結果が得られる。

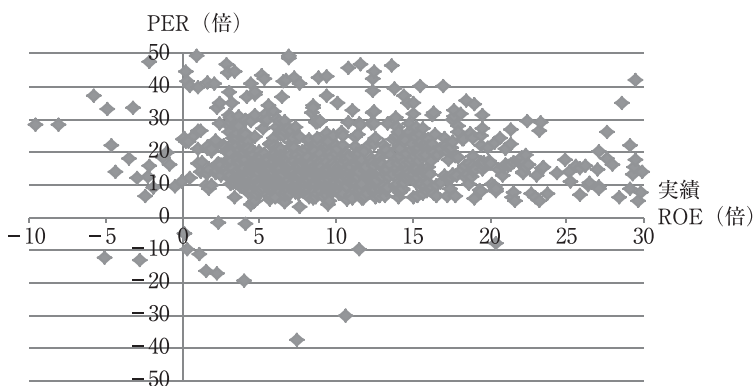


図6 東証一部（非製造業 1,077 社）の実績 ROE と PER の関係（筆者作成）

(4) 東証一部上場銘柄の予想 ROE と PBR, PER の関係

予想 ROE は予想純利益額を直近の自己資本額で除して％表示した値である。会社自らが予想純利益額を公表する場合もある。また、投資コンサルティング会社が独自に調査してそれらを予想する場合もある。ここでは、株マップ.com から予想 ROE のデータを利用した。

表 5 は東証一部上場会社 1,942 社（製造業 865 社、非製造業 1,077 社）を対象にした予想 ROE を分類した表である。予想 ROE が 0.00 以下の会社は、製造業で 34 社（製造業に占める割合は 3.9%）、非製造業で 25 社（非製造業に占める割合は 2.3%）であった。0.00 超 8.00 以下の会社は、製造業で 518 社（59.9%）、非製造業で 481 社（44.7%）であった。8.00% 超の会社は、製造業で 313 社（36.2%）、非製造業で 571 社（53.0%）であった。製造業の平均予想 ROE は 6.93、非製造業の平均予想 ROE は 10.40、全産業の平均値は 8.85 であり、非製造業の方が高い。

図 7 は東証一部（全産業 1,942 社）の予想 ROE と PBR の関係を示した散布図である。この図から、『ROE が 8%を超えると PBR は右肩上がり

表 5 東証一部上場会社の予想 ROE の分類

予想 ROE (%)	製造業会社数 (社)	製造業割合 (%)	非製造業会社数 (社)	非製造業割合 (%)
-0.00 以下	34	3.93%	25	2.32%
0.00 超-1.00 以下	34	3.93%	20	1.86%
1.00 超-2.00 以下	25	2.89%	32	2.97%
2.00 超-3.00 以下	80	9.25%	49	4.55%
3.00 超-4.00 以下	61	7.05%	76	7.06%
4.00 超-5.00 以下	68	7.86%	85	7.89%
5.00 超-6.00 以下	91	10.52%	72	6.69%
6.00 超-7.00 以下	80	9.25%	74	6.87%
7.00 超-8.00 以下	79	9.13%	73	6.78%
8.00 超-9.00 以下	71	8.21%	64	5.94%
9.00 超-10.00 以下	54	6.24%	70	6.50%
10.00 超-11.00 以下	38	4.39%	55	5.11%
11.00 超-12.00 以下	28	3.24%	49	4.55%
12.00 超-13.00 以下	28	3.24%	56	5.20%
13.00 超-14.00 以下	18	2.08%	32	2.97%
14.00 超-15.00 以下	18	2.08%	37	3.44%
15.00 超-20.00 以下	35	4.05%	103	9.56%
20.00 超-25.00 以下	15	1.73%	43	3.99%
25.00 超	8	0.92%	62	5.76%
合 計	865	100.00%	1,077	100.00%

資料：YAHOO! JAPAN ファイナンスのデータ（2016 年 11 月 24 日時点）から筆者が作成

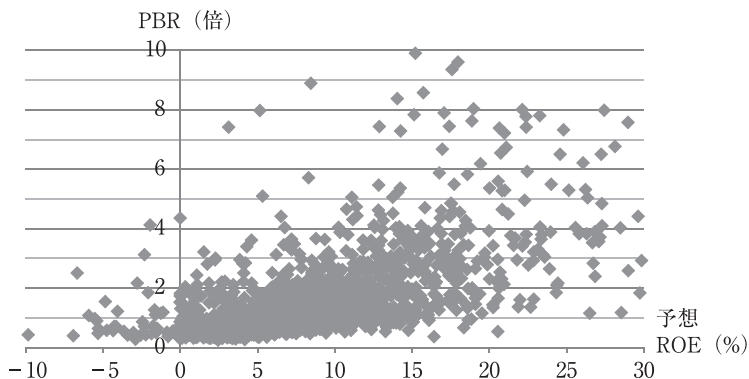


図 7 東証一部（全産業 1,942 社）の予想 ROE と PBR の関係（筆者作成）

で上昇し、ROE が 8% 以下では PBR は 1 のあたりで水平となる』傾向が見られるであろうか。予想 ROE が 8.00 以下の銘柄であっても PBR が

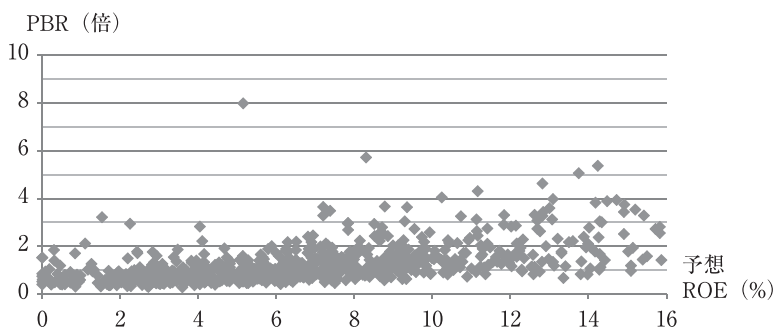


図 8 東証一部（製造業 865 社）の予想 ROE と PBR の関係（筆者作成）

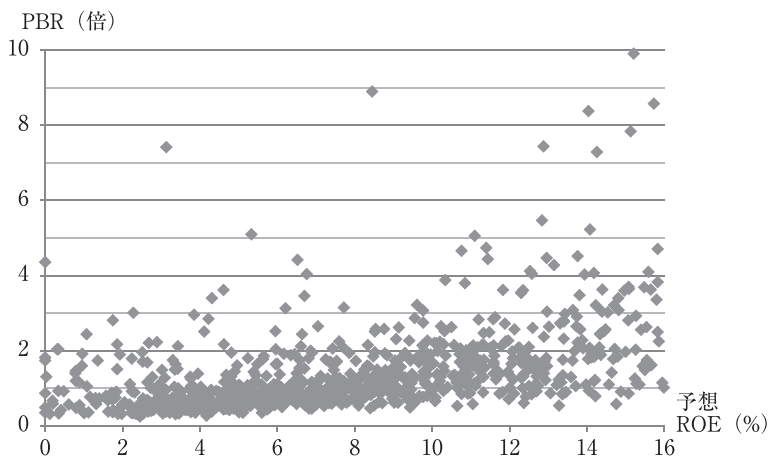


図 9 東証一部（非製造業 1,077 社）の予想 ROE と PBR の関係（筆者作成）

4.00 倍を超えるものも見られる。また、予想 ROE が 10.00 超の銘柄では全体的に PBR が上昇し、右肩上がりの傾向がやや見られる。図 8 は製造業 865 社、図 9 は非製造業 1,077 社に関する予想 ROE と PBR の関係をそれぞれ示した散布図である。製造業では予想 ROE が 10.00 以下では PBR が 1 辺りで水平な関係が見られ、10.00 超になると PBR が 1 を超える銘柄が増加している。緩やかな右肩上がりの関係になっている。非製造業で

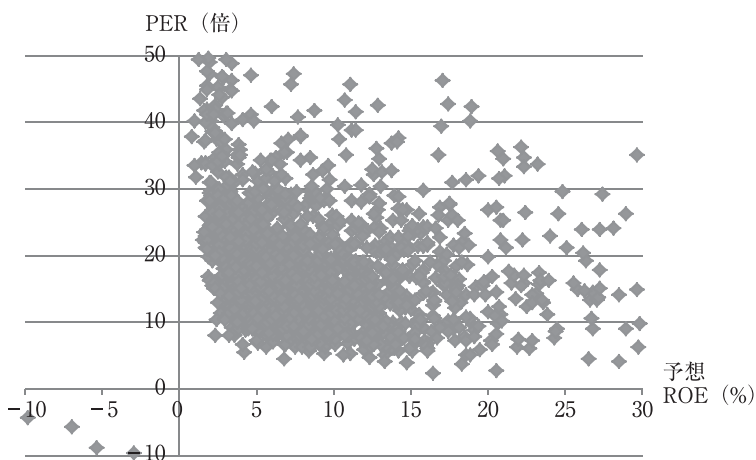


図 10 東証一部（全産業 1,942 社）の予想 ROE と PER の関係（筆者作成）

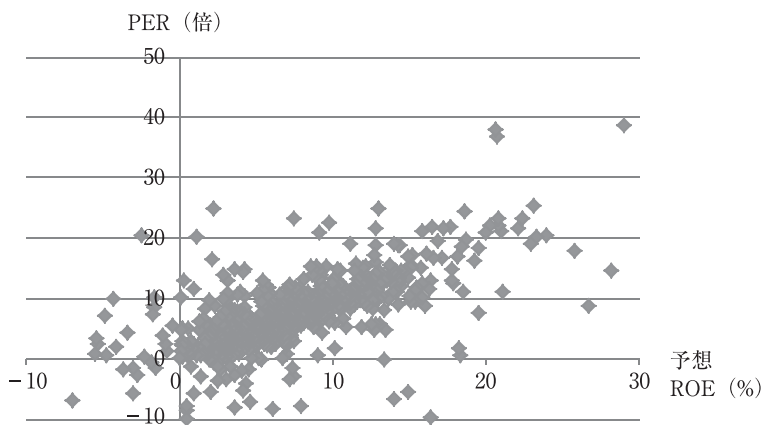


図 11 東証一部（製造業 865 社）の予想 ROE と PER の関係（筆者作成）

はこの傾向が顕著であり、予想 ROE が 8.00 超になると PBR が上昇する右肩上がりの関係が見られる。そうであっても、予想 ROE が 8.00 以下であっても PBR が 2 を超える銘柄も存在している。

図 10 は東証一部（全産業 1,942 社）の予想 ROE と PER の関係を、図

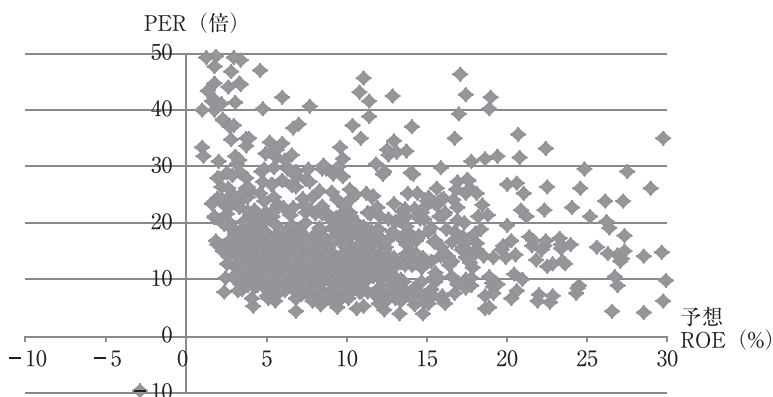


図 12 東証一部（非製造業 1,077 社）の予想 ROE と PER の関係（筆者作成）

11 は製造業 865 社，図 12 は非製造業 1,077 社の予想 ROE と PER の関係をそれぞれ示した散布図である。これらの図から『高 ROE の銘柄は PER が低下する』傾向は実績 ROE と PER の関係よりも予想 ROE と PER の関係のときの方が見られる。

(5) JPX 400 の場合

この節では，JPX 400 に関して，『ROE が 8%を超えると PBR は右肩上がりで上昇し，ROE が 8%以下では PBR は 1 のあたりで水平となる』傾向が見られるか，『高 ROE の銘柄は PER が低下する』傾向が見られるかについて検討する。JPX 400 は 400 社から構成されているが，実績 ROE，PBR，PER，予想 ROE のデータがすべて揃った 395 社（内訳は東証二部 1 社，JASDAQ 2 社，マザーズ 1 社，東証一部 391 社）について分析した。

図 13 は JPX 400 の実績 ROE と PBR の関係を，図 14 は JPX 400 の予想 ROE と PBR の関係をそれぞれ示した散布図である。図 13 から，予想

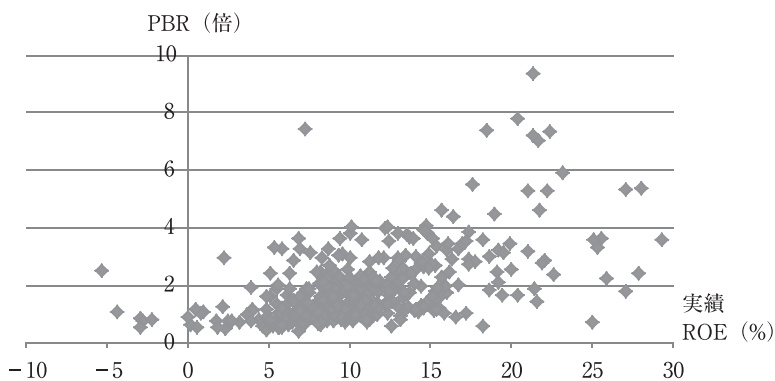


図 13 JPX 400 の実績 ROE と PBR の関係 (筆者作成)

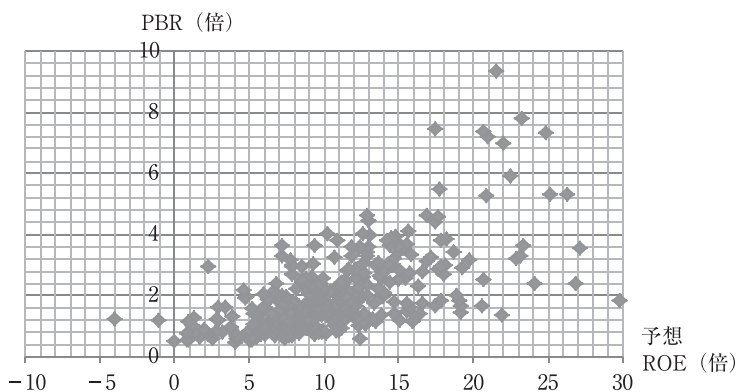


図 14 JPX 400 の予想 ROE と PBR の関係 (筆者作成)

ROE が 8.00 以下の銘柄であっても PBR が 8.00 倍に近いものが見られるが、予想 ROE が 10.00 を超えると PBR が上昇して右肩上がりの傾向が見られる。この傾向は図 14 では顕著に見られる。『JPX 400 に関する予想 ROE と PBR において、予想 ROE が高くなると PBR が上昇する傾向が見られ、特に 10.00 を超えると顕著である』、『JPX 400 に関する予想 ROE と PBR において、予想 ROE が 10.00 以下では PBR が 1 に近い銘柄も多い』という 2 つの傾向が見られる。この傾向は、投資家が予想 ROE を判

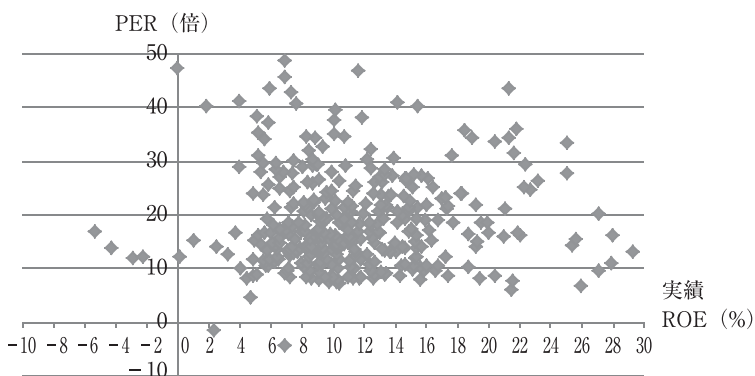


図 15 JPX 400 の実績 ROE と PER の関係 (筆者作成)

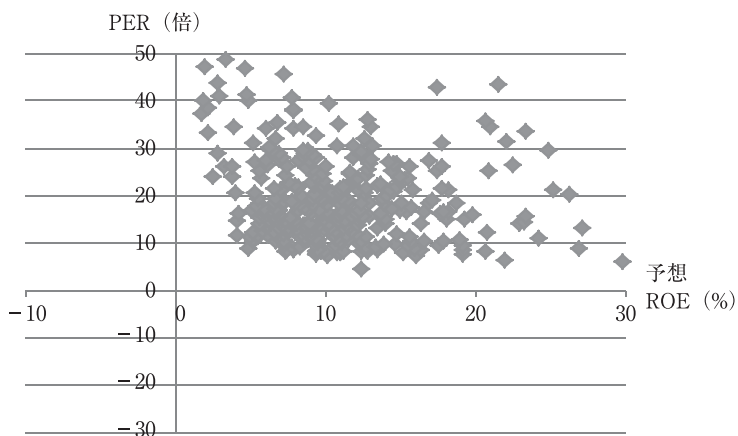


図 16 JPX 400 の予想 ROE と PER の関係 (筆者作成)

断材料として JPX 400 銘柄の投資しており、この結果株価が上昇し、PER が上昇していると説明できる。

図 15 は JPX 400 の実績 ROE と PER の関係を、図 16 は JPX 400 の予想 ROE と PER の関係をそれぞれ示した散布図である。これらの図からは、『高 ROE の銘柄は PER が低下する』傾向ははっきりとは見られない。

(6) 結 論

本稿の分析の結果、次の5つの結論を得た。

第1になぜ最近の日本企業ではROEを経営指標としてこれにコミットした経営の重要性が叫ばれているのかを分析し、2013年6月に日本政府が発表した「日本再興戦略——JAPAN is BACK——」をきっかけにして、各省庁や証券取引所等が「稼ぐ力」の向上を実現するための政策パッケージを立案し、実行しているからであることを明らかにした。

第2に、伊藤レポートが稼ぐ力＝ROE>8%の価値観を提示し、株式市場と企業の間でROEが重要であるというコンセンサスができあがり、ROEに関わる理論武装がなされたことを明らかにした。

第3に、『ROEが8%を超えるとPBRは右肩上がりで上昇し、ROEが8%以下ではPBRは1のあたりで水平となる』傾向が見られるか、『高ROEの銘柄はPERが低下する』傾向が見られるかについて東証一部上場銘柄を対象にして分析し、実績ROEとPBR、PERの間には顕著な関係は見られなかった。

第4に、『予想ROEが8%を超えるとPBRは右肩上がりで上昇し、ROEが8%以下ではPBRは1のあたりで水平となる』傾向ははっきりとは見られなかった。『高ROEの銘柄はPERが低下する』傾向については、実績ROEとPERの関係よりも予想ROEとPERの関係のときの方がそのような傾向は見られるものの、はっきりとした関係は見られなかった。

第5に、『JPX 400に関する予想ROEとPBRにおいて、予想ROEが高くなるとPBRが上昇する傾向が見られ、特に10.00を超えると顕著である』、『JPX 400に関する予想ROEとPBRにおいて、予想ROEが10.00以下ではPBRが1に近い銘柄も多い』という2つの傾向が見られることを発見した。この傾向は、投資家が予想ROEを判断材料として

JPX 400 銘柄の投資しており、この結果株価が上昇し、PER が上昇していると説明できる。

引用文献

金融庁『平成 26 事務年度 金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）』
2014 年
経済産業省「持続的成長への競争とインセンティブ ― 企業と望ましい関係構築 ―」プロジェクト最終報告書（伊藤レポート）要旨，2014 年
東証『コーポレートガバナンス・コードへの対応状況』2016 年
日本政府「日本再興戦略 ― JAPAN is BACK ―」2013 年
日本政府「「日本再興戦略」改訂 2014 ― 未来への挑戦 ―」2014 年
日本政府「「日本再興戦略」改訂 2015 ― 未来への投資・生産性革命 ―」2015 年
日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会編「「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》 ― 投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために ―」2014 年
藤田勉『ROE 戦略 効用と限界』2016 年，中央経済社
みずほ総合研究所「コーポレートガバナンス改革と金融資本市場の 3 つの潮流」
2015 年
株マップ .com
YAHOO! JAPAN ファイナンスのデータ（2016 年 11 月 24 日アクセス）

（原稿受付 2016 年 12 月 14 日）

〈論文〉

セキュリティの重要性と必要性の検証 —— 企業事例から ——

金 山 茂 雄

要 約

科学技術の進展には、目を見張るものがある。その一つがIT（情報技術）である。ITを核となしている社会が一般的に情報社会と呼んでいる（以後、情報社会と呼ぶ）。ITを土台とした通信インフラと利用端末を生み出すハードウェア技術、そして情報コンテンツを生み出すソフトウェア技術の協調的進化に支えられている。これらの先進的な技術がビジネスの世界にとって、重要な役割を果たすことは携帯電話の普及の中で実証された。その結果、産業界の変化が生じたのである。社会環境の変化に関して、現状維持に利用者が意識しているのならば、経済活動の活発さが望めないのである。つまり、社会環境の変化は産業界には伝わらず一つのビジネスへとつながらないのである。よって、新しいビジネスの創出には、今日の社会がどんな社会であるのか、を明確にすることであり、そのためには社会変化の概観が必要となる。そして、そこにはリスクの発生とリスクへの不安が頭の中をよぎっていくのである。

情報セキュリティは、国家や政府の力だけで実現できるものではなく、企業や個人がインターネットを利用するひとり一人が、情報セキュリティの確保のために真剣な取り組みを行う必要がある。一方、誰もがビジネスにつなげて考えるのは、他人より多くのモノを得たいからである。つまり、ビジネスの利権の獲得である。しかし、この点に集約されると大きな問題が発生する。本研究では、情報セキュリティの重要性と必要性について、ICTの利活用状況から発生している事柄（事故、事件など：以降、事例と呼ぶ）に関して概観する。そして、特にセキュリティの重要性と必要性があらわれていることを前号に続き、事例等から検証に試みる。

キーワード：選択，セキュリティ，サイバー犯罪，IoT（Internet of Thing：モノのネットワーク）

1. はじめに

科学技術の進展には、目を見張るものがある。その一つが IT（情報技術）である。IT を核となしている社会が一般的に情報社会と呼んでいる。近年の IT（情報技術）の進展には目を見張るものがある。我々の生活は、情報システムや情報通信の発展のおかげで飛躍的に便利になった。IT は、産業活動そして私たちの日々の暮らしを支える重要な社会基盤である。しかし、IT に依存すればするほど、IT に対する脅威はただちに、自分たちの経済活動や社会生活そのものへの脅威に転化する。高度情報化社会の恩恵を享受するために、情報セキュリティへの取り組みが強く求められる。2003 年 10 月に経済産業省が発表した「情報セキュリティ総合戦略」でも、「IT が社会を担う時代となった今、個人や個別の企業のリスクが全体的・国家的なレベルのリスクに変貌しうる」と述べている。情報セキュリティは、国家や政府の力だけで実現できるものではなく、企業や個人がインターネットを利用するひとり一人が、情報セキュリティの確保のために真剣な取り組みを行う必要がある。また、企業の経営や組織の運営に携わる者が、企業資産を防衛する一環として、あるいは社会基盤の一部を担う立場として、情報セキュリティをどのように考慮するべきかについても考えなければならない。今日、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながり、情報の自在なやりとりを行うことができる社会の実現に向かっている。そんな社会でも新しいビジネスの創出には、今の社会がどんな社会であるのか、を明確にすることであり、そのためにはこれまでの史的展開が不可欠で、さらに社会変化の概観が必要となる。誰もがビジネス

につなげて考え、他人より多くの利益を得たいのは当然である。つまり、ビジネスの利権の獲得である。しかし、最近では、セキュリティに関する諸問題が多く発生している。したがって、ここでは情報セキュリティの重要性と必要性について、ICT の利活用状況から発生している事例に関して概観する。そして、特にセキュリティの重要性と必要性があらわれていることを前号に続き、事例等から検証に試みる。

2. 混乱する社会と創造する未来社会

2.1 混乱する社会の前兆

IT（情報技術）の発展は、経済活動における時間と空間を越えた世界を創り上げた。生産、流通、市場などは、非常に高性能なコンピューター、高速通信網の実現によって情報交換が高速に行われる状況にある。さらに、コンピューターと通信技術が持続可能性を伸ばし、そして通信と多様なソフトウェア、高度なハードウェアの組み合わせが様々な分野、領域に影響を与えた。社会環境の変化は、20 世紀の従来型の生産社会においては、市場があまり顧客重視ではなく、21 世紀に入り、顧客は製品のコンセプト、カスタマーの要求や条件を提示し、それが密接に連携する必要があった。すでに自動車業界では、バイヤーが理想の自動車をオンラインのスクリーン上で構築し、それからプロダクションのプロセスが始まるというシナリオが進められている。これが実現すれば、カスタム・メイドの車が迅速に納車されていくことになる。そんな社会背景の中で、社会の人々は、情報社会がどんな社会になっていくのか、きっと創造したであろう。もう一度情報社会がどんな社会か、知る必要がある。

情報社会のネットワークの長所には、普遍的で差別のないネットワーク・プラネットホームの構築がある。それによってあらゆるサービスがシームレスな形で提供できるようになる。このことは、グローバルな競争環境の

中でネットワーク事業者が成功していくための絶対条件となっていた。将来の情報通信ネットワークはフレキシビリティの高いものでなければならない。すべての産業や情報社会は、効率的な情報処理や高度なハードウェアとソフトウェアおよび通信に依存する。そして、電気通信網は非常に高い性能と信頼性を提供する必要がある。このようなインフラの構築と世界的なシームレス・サービスの提供にあたっては国際協力、国際協調は急務となり、過去から明らかなとおり、事業者がそれぞれ独立独歩で進めば、決してシームレスなネットワークを実現することにはならない¹⁾。もちろん標準化に関し、既に開発された製品やサービスをさらに研究開発を積み重ねてきたという実績が企業側にあること、あるいはそれぞれの社会においてインフラの要件が異なっていること、そして、それぞれのエゴイズムがそこに存在する。そのために、調整ができず、いわゆるデファクト標準が出現することになる。これは他の標準化の結果でも明らかなとおり、結局は市場が決定を下すことになる。このような開発や展開というのは、時としてリスクを伴うことになる。

21世紀への企業の新展開は世界をリードする先端技術の開発、そのサービス化を世界に向けて実用化することである。もちろん、総合力によるシナジの発揮とグローバルなネットワーク・アンド・アライアンス（N&A）を図っていくことである。これは、日本の今後への通信産業の発展への最大の課題である。そのために、次のことを考えなければならない。

現代社会、つまり情報社会といわれている今では、情報が氾濫し、自身に必要な情報が手に入れにくくなっている。それは、情報の多さもあるが、正確な情報であるのか、それとも不正確な情報なのか、判断しにくい状況になっているからである。物事に対する決定が出来ないのもこの点にある。したがって、逆の情報が社会に伝わることや身のまわりにも同様な状況が発生する場合もある。また、情報は、受信者によって内容の理解が異なる。特に、現代社会では、自身に都合のよい情報に理解する場合もあり、意図

的に間違った情報を伝えて、社会不安を発生させ、あおることもある。いわゆる、パニックである。一般的には、日本ではパニックが起こる可能性は低い、他の地域では現実に起こり、社会不安に陥っている。社会は不安な状態が長く続くと人は普段と異なった結果を導き出す傾向にある。この状況で、少し情報を流すだけで不安を増大させ、急激なパニック状態に陥るのである。したがって、情報は量と質が共に重要であることが分かる。そして、情報の使い方が最も重要であるといえる。そのために、情報セキュリティが必要となる。ISO 27001 は、ISMS の情報セキュリティマネジメントシステムの強化である。ISMS とは「マネジメントシステム全体の中で、事業リスクに対する取り組み方に基づく、情報セキュリティの確立を行い、導入と運用、そして監視と見直し、さらに維持し改善を担う部分」と定義されている^{2),3)}。このマネジメントシステムには、組織構造や方針、そして計画作成、責任、さらに実践、手順、過程や経営資源が含まれる。

2.2 ICT 社会と錯覚する社会

情報社会は、現代の人や人間関係、社会にどのような影響を与えるだろうか。その問いに対する答えらしきことが『「いつでも、どこでも、何でも」ネットワークにつながり、情報の自在なやりとりを行うことができる社会』（『平成 17 年度版情報通信白書』）である。つまり、自己で選択（決定）するのである。既にインターネットの普及が社会における流通情報のあり方を変えたと言われている。よって、自己選択すると言うことは、自己がどのように情報収集をするのか、自ら考え、選択しなければならないのである。

普段の生活で Web 利用されている多くは、ニュースや天気予報などはもちろん、仕事や学業に関することが必要な情報として探している。その中で情報社会は人間の知的な活動領域を拡げ、お互いの競争を通じて個人の能力を伸ばしている。個人の能力の強化は、自己が関わっているあらゆる

ることの価値を高めている。しかし、その一方では、社会倫理の後退を招く結果へと進んでいる。

情報収集活動（選んで探す行為）はインターネット以前からあるが、デジタル情報が検索性に優れていることから、より顕著な傾向となっている。この選んで探す傾向の増加は、自ら選ばない情報収集にも影響をもたらす。

1985年頃は、90%以上の人が毎日、新聞を読んでいる。しかし、1995年から「新聞離れ」といわれているとおり、若年層を中心に毎日読まない人が増えた、2005年には10代～20代で50～60%程度になった。30代でもかなり増えた。この変化の一因には1995年から10年間で急激に普及したインターネットがあげられるだろう。もちろん、インターネットでもニュースが読め「電子新聞」も増えた事実もある。インターネットを利用したことで生活時間や行動頻度も変化している。その他、睡眠時間が減った、テレビ視聴時間や雑誌閲読時間が減った。その理由として考えられるのは、インターネットの利用によって、それらのメディアからの情報収集が不要になったこと、あるいは、単純に時間がなくなったこと。このことは、マス・メディアが提供するような画一的情報よりも自分で選択した情報を好きな機会に接触するような人が増えたと捉えられる。また、「同じ時間に同じテレビ番組をみんなが見る」といった「メディアを介した同時体験」が、近年減少しつつあるということである。この点は、近年高視聴率を取る番組が顕著に減っていることから裏づけられる。1979年には、年間1,860回もあった視聴率30%以上の番組が、2003年には10回にまで減少している。テレビの平均視聴時間自体は毎日3時間～3時間30分と30年間ほぼ変化していないが、視聴が特定番組に集中せず分散化している。ここ数年、普及している一つとしてハードディスク・レコーダーがある。あらかじめ自分が設定したキーワードに関連する番組を自動的に録画する機能もある。機器面からも自分の好きな情報しか収集しない方向性が助長されている。ケータイやインターネットの普及は、自分たちの人間関係にも

同様の影響を与えている。これも「選択」というキーワードから観ると、ケータイやインターネットで「誰かに連絡する」また逆に「誰かから連絡が届く」というのは、選び選ばれた人間関係といえる。自分のケータイに登録されている中から、あるいは知っている電子メールアドレスの中から、自分で選んだ人とコミュニケーションする。しかし、平成 21 年はそれ以前の社会変化に伴う影響であるかのように「経済力」「知力」「社会力」の低下が目立つ。イノベーションによる経済効果は低下の傾向にある。

一般社会では、IT の社会現象としてインターネットの利便性がいわれている。情報社会がもたらす人間関係の変化は、自己選択の可能性が大きくなるが、その反面、自分の好きな情報や人しか選ばない傾向が増えるだろう。元々人と社会にその傾向があり、その現れがケータイやインターネットなどである。コンビニのような 24 時間営業、いつでも、どこでも情報サービスが利用できる状況は、今後も増える傾向だろう。しかし、この行為は、ネット上のショッピングサイトにあるような過去に選んだものの中から選択しているにすぎないのである。

新聞（紙の新聞）であれば無意識に興味のないものまで目から情報が入ってくるが、電子新聞の場合は見出し（タイトル）を見て、必要な情報や興味があれば開いて観る。ネットショッピングのように自己選択するため、不必要なものは選択しない。

以上のように、今後も IT を中心とした新しい社会と生活に変わると推測する。一つ目は、インターネットは簡単に情報を得たり、発信したりできる。二つ目は、電子メールや携帯電話の普及により、個人と個人の関係が強くなっている。三つ目は、インターネットの普及により、文章を気軽にやり取りできることは「インターネットのすばらしさ」を表している。従来のメディアは情報が一方通行で常に受け身状態であった。しかし、ブロードバンド時代の到来が双方向通信を可能にし、誰でも情報の発信者になれる。つまり、インターネットの利活用も重要であるが、単に利便性だ

けではないことを十分理解しなければならない。

このように社会環境の変化は、IT、特にインターネットに象徴され、その影響は、個、集団、文化、習慣、価値をも変えた。インターネットショッピングでみられる「モノから情報へ」の移り変わりが大きく、その現象はITによる労働、つまり知的労働や自己改革の必要性、協調性がない者が多く、さらに常用語として使われている「ストレス」が感情の変化とともに生活の中に入り込み生活も変えた。そして、今では自己の未来に対する自己実現への意識と意欲が欠けている。その要因として、自己の進む道をネット上に求めている者も少なくない。

3. 情報セキュリティ

3.1 情報セキュリティの基本概念

情報セキュリティとは、「正当な権利を持つ個人や組織が、情報や情報システムを意図通りに制御できること」である。情報セキュリティマネジメントシステムの国際標準である ISO/IEC 17799 には、「情報の機密性、完全性、可用性の維持」と定義されている¹⁾。

(1) 機密性

認可された者だけが情報にアクセスできるようにすること。情報の漏えいを防ぐことで確保される。具体的には、ID やパスワードの設定などによって、組織の内外の者が組織内の情報へアクセスできないようにする、あるいは、機密情報については、組織内の者であっても限られた者だけがアクセスできないようにすることである。

最近では、個人情報漏えいが大きな問題になっているが、権限のない者に情報が渡ること、様々な問題が発生している。

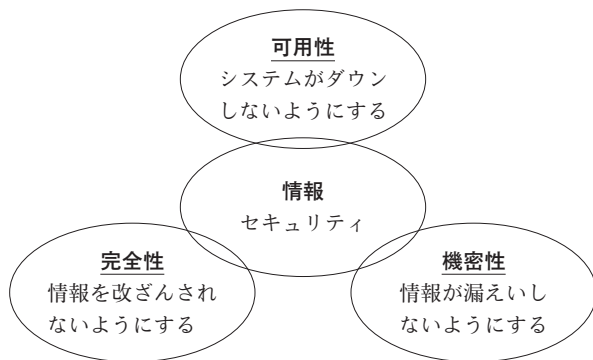
(2) 完全性

情報や情報の処理方法が、正確で完全であるようにすること。不正アクセスによりホームページの情報が改ざんされ、情報システムが勝手に変更されないように、適切な保護を行い、決められた取り扱い手順を守ることにより確保される。情報が、権限のない者によって勝手に変更されたり、削除されたり、破壊されたりすると、情報の完全性が損なわれ、情報の正当性や情報そのものの価値が失われる。

(3) 可用性

許可された者が、必要な時に情報や情報資産にアクセスできることを確実にすること。コンピューターのウイルス感染や自然災害によるシステムダウンなどで情報が使えなくなる、などといったことを防ぐことで確保される。

役所や銀行の窓口業務が止まると、大きな社会的混乱を引き起こすことになる。したがって、情報システムが必要な時に使えないのは、社会問題になる。



図表1 情報セキュリティの3要素

出所：情報処理推進機構編「情報セキュリティ読本」実教出版、
2004年、pp.10-11より作成。

以上、「情報の機密性，完全性，可用性の維持」について示した。その他に「情報資産，リスクとインシデント」についても知っておく必要がある。また，この3つの要素は，「情報セキュリティのCIA」と呼ばれている。

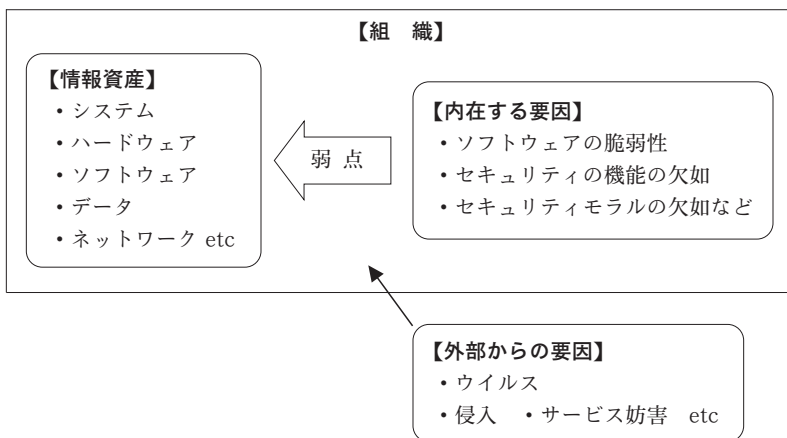
(1) 情報資産

資産には，不動産や商品など，目に見える資産もあれば，財務情報，人事情報，顧客情報，戦略情報，技術情報などの目に見えない資産もある。これらを情報資産と呼んでいる。個人および組織には多くの情報資産が蓄えている，それらは，システム（ハードウェア，ソフトウェア），ネットワーク，データ，ノウハウなど，様々な形態をとる。ITの普及に伴い，情報の価値は非常に高くなっている。

(2) リスクとインシデント

リスクとは，情報資産を脅かす内外の要因によって情報資産が損なわれる可能性を言う。これに対し実際に情報資産が損なわれてしまった状態をインシデント（incident：セキュリティ事故）と呼ぶ。大切な情報の損失は，企業にとっても個人にとっても大きなダメージをもたらす。企業の場合はその存続を脅かす場合もあり，情報資産を守るための方策は，企業経営にとって必要不可欠である。

情報資産やリスクおよびインシデントには，リスクの要因を明確な状態・状況で把握していなければならない。リスクをもたらす要因は何か。組織の外部からの加害，つまり脅威である。具体的には，ウイルスやシステムに侵入するクラッカーである。しかし，見逃してはならないのが，組織に内在している要因である。たとえば，社内で使用しているシステムにソフトウェア的な弱点があればどう対策するだろうか。セキュリティホールとなって，セキュリティ事故（インシデント）を招く可能性がある。



図表2 リスクの要因

出所：経済産業省「海外事業活動基本調査 ― 平成20年度実績 ―」より。

また、そもそも組織内になんらセキュリティについての概念がない、という状況も考えられる。たとえば、社内のデータベースにどの社員でもアクセスできるとしたらどうなるか。顧客データの漏えいなど、大きな被害につながったとしても、文句のつけようもない。米国における不正アクセスの調査によると、外部より、内部の者による不正アクセスや内在する原因によるセキュリティ事故のほうかはるかに多いというデータもある。このように、内部と外部の2つの側面からのリスク要因を個別に検討することが、情報セキュリティを考慮する第一歩といえる（図表2参照のこと）⁵⁾。

3.2 情報収集活動とセキュリティ

情報セキュリティ全般に関する状況は、2008（H20）年、前後から劇的に変化している。そのために、IPA（Information-Technology Promotion Agency, Japan：独立行政法人情報処理推進機構）は、企業や組織体のシステム開発者や運用者を対象に、情報セキュリティインシデントや攻撃手口に関する報告及びその対策の情報の提供を行っている。さらに、一般利

ユーザー向けとしてパソコンやスマートフォンを使用した情報セキュリティの認識と理解を促進している。特に、2014年には、インターネットのいくつかの脆弱性が見つかり、それを利用した攻撃も確認されている。また、ネットバンキングの法人口座における不正送金被害の拡大、国・政府の機関やインフラ事業に従事している主力企業の機密情報をターゲットとした標的型攻撃も起きている。さらに、外部攻撃だけではなく内部の不正が表面化し社会的な問題になった。こうした様々な事柄が起き、未然に防げないところに問題があるが、少しでも外部と内部の問題に対応するために、2014年11月にサイバーセキュリティ基本法が成立し、国・政府のセキュリティの強化へと変わった。今後、標的型攻撃に対抗する取り組みが今以上に強化されると思われる。2015（H27）年の「情報通信白書」の調査結果では、「いち早く世の中のできごとや働きを知る」質問に対し、インターネットが2000年は、1.7%、2005年は、8.2%、2012年には、ついにほぼ3割の29.6%に達している。また、「世の中のできごとや動きについて信頼できる情報を得る」の質問では、インターネットが2000年は、0.4%、2005年は、3.7%、2012年には、14.7%までになっている。インターネットの利用頻度が増えていることがわかる。一方、利用頻度が増えれば、その分リスクも増える。この調査結果からも分かるように年々インターネットの利用が増えていく。例えば、車でドライブに行くとして、行く目的地を決める。その際、目的地までルートはどうするか、である。従来からある冊子の地図本を見るか、またその他の方法で目的地へのルートを確認するか、である。紙媒体の地図の他、PC、カーナビゲーション、スマートフォンがあり、その中でもスマートフォンが増えている。スマートフォンが他の情報端末機より優れている現れである。手軽に持ち運びができるものはなかなか見つからない。もちろん、スマートフォンが他の3つの機能を兼ね備えていることである。情報収集の状況と内容を表している。最近、新たに飲食店の情報サイトが加わった。また、インターネットサイトの利

用が PC や携帯が減る傾向にある⁶⁾。また、紙媒体のフリーペーパーや雑誌なども減る傾向である。その代わりスマートフォンが増えている。このようにインターネットの普及がいろいろなところで利活用されている。さらに、大学生は、就職活動にも大いに活用している。以前は、就職サイトへアクセスし情報を得ていたが、最近では、企業のホームページに自社情報がある。もちろん、就職活動している大学生にとっては、就職サイトより各企業のホームページから情報を得ることができる。また、就職雑誌の利用は減るわけである。スマートフォンが有効に活用されていることが分かる。その分、従来からの情報収集方法は、変貌を遂げることとなる。インターネットは、一般社会の中で服を着るように人間の生活の中に浸透している。そして、いち早く世の中の出来事を知るためによく利用するメディアとしてインターネットを挙げる人たちの割合が、2000 年は 1.7%、2005 年は、8.2%、2012 年は約 3 割に増えている。このように、インターネットが個人の生活に大きく影響されていることが分かる。2003 年以降は、消費者の行動変化が、「ぐるなび」のようなインターネットのサイトを情報源になっている。特に、当時は飲食店情報の利用が顕著であった。2010 年には、PC のインターネットサイトの利用が 9 割を超えていた。また、インターネットは、大学生や短大生、専門学校生の就職活動の情報源としても利用されている。以前は、就職を希望する大学・短大・専門学校生は学校へ行き、求人票や企業から送られてきた採用案内などの資料・パンフレット等の紙媒体であった。しかし、今では、インターネットで企業情報の検索・情報収集が手軽にできる。また、企業側の受付もインターネットの自社 Web (HP) に登録し、説明会に参加する。1990 年後半には、「リクナビ」等の就職情報サイトが登場し利用する者もいた。その後、就職情報サイトは、エントリーシートの提出や企業が実施している説明会の予約等も就職情報サイトから経由して行う。このような手軽に情報収集ができる環境にセキュリティの重要性が見えてくる。

4. 事例から

4.1 リスク事例

(1) 個人情報の漏えいのリスク

2004年2月、ある大手インターネット接続事業者から約460万人分の顧客情報が流出するという事件が大きく報道された。原因は、ID（Identification：識別番号）とパスワード管理のずさんさである。かつて業務委託を受けていた人物のIDやパスワードが、その人物の退職後も削除されず、1年間も外部からアクセス可能な状態にあったということである。そのため、このパスワードを使って顧客情報が引き出されたのである。この会社では、「ご迷惑をかけた」として、460万人の顧客全員に500円相当の金券を送ることを発表した。金券を送るための費用総額は約40億円といわれている。また、翌3月には、大手通信販売会社から約30万人分の顧客情報が流出したことが明らかになった。この会社は、顧客情報流出を謝罪し、テレビなどによる通信販売活動を1ヶ月以上も自粛した。販売活動自粛による売上損失は、数十億円以上と試算された。このように、個人情報の漏えいは、企業にとって莫大な損害を与えるのである⁷⁾。

(2) 常時接続状態のリスク

会社に勤務しているAさんは、ADSLを利用してインターネットを楽しんでいた。接続時間にかかわらず料金が一定のため、24時間接続したままの状態であった。ところが、気がつくとクラッカーに侵入され、ある有料サービスに登録していたIDとパスワードが盗まれてしまったのである。その後、同一ユーザ名によるアクセスが頻繁に行われ、そのことを不審に思ったサービス会社からAさんに問い合わせがあり、IDとパスワードの流出が発覚した。幸い大きな被害にはならなかった。無防備な状態で

常時インターネットに接続することは、不正アクセスされる危険と常に隣あわせである。

(3) 無線 LAN のリスク

無線 LAN (Local Area Network) は、ケーブルがなくてもインターネットにアクセスでき、とても便利である。しかし、無線 LAN の電波を検知するようにセットしたコンピューターを自動車に積み込み、無線 LAN のアクセスポイントを求めてオフィス街を走り回るウォードライビング (War driving) という行為が横行している。テレビ等でも紹介されたことがある。無線 LAN の電波はビル外にも到達してしまうので、実際にウォードライビングを行ってみると、実に多くのアクセスポイントが検知できるようである。しかも、そのアクセスポイントを経由するデータには暗号がかけられておらず、ID やパスワードなしでアクセスポイントから侵入できる場合も多い、ということである。無線 LAN は、その便利さから普及が加速しているが、セキュリティ設定を怠ると、そこが弱点となって社内のネットワークに不正侵入されてしまい、大事なデータを盗まれたり、ネットワークを不正利用されたり、思わぬ被害を受けてしまうこともある。IT 環境が一般企業や個人まで幅広く浸透することにより、セキュリティを脅かす危険性も一段と身近になってきている⁸⁾。

(4) サーバへの攻撃 (サービス妨害)

インターネットや社内の LAN では、メールサービスや Web サービスなどの様々なサービスが利用されている。このサービスを提供するコンピューターがサーバである。メールサーバは、メールの集配を行い、Web サーバはユーザのブラウザからのリクエストに応じてコンテンツを提供している。このようにサーバは、多くのユーザによって利用されているため、サーバへの攻撃は、より大きな被害をもたらす。そして、サーバにはユーザ情

報などの貴重なデータが保管されている。この点からも攻撃のターゲットとされやすい。サーバに大量のデータを送って過大な負荷をかけ、サーバのパフォーマンスを極端に低下させたり、サーバを機能停止に追い込んだりする攻撃を Dos 攻撃と呼ぶ。災害などで電話が集中すると、電話回線がパンクしてしまうことがあるが、これと同じ状態をサーバに引き起こそうとする攻撃である。典型的な Dos 攻撃としては、コンピュータがネットワークに接続されているかどうか、を調べるコマンド (Ping コマンド) を使う手段がある。Ping コマンドを受け取ったコンピュータは、送信元のコンピュータへ応答を返すことになる。そこで、送信元のアドレスに攻撃目標とするサーバのアドレスを設定 (スプーフィング (spoofing) : 送信元のアドレスなどを偽ること) し、コマンドを多数のコンピュータに送る。コマンドを受け取ったコンピュータは一斉に送信元 (攻撃目標) に応答するため、攻撃目標となったサーバは一度に大量の応答を受け取り、回線がパンクしてしまうのである。他にもいろいろな方法があるが、いずれもインターネットで使用されている通信手順 (Protocol : 通信規約) の仕組みが悪用されたのである。最近では、Dos 攻撃を行うコードをコンピュータ内に仕込むウイルスも登場している⁹⁾。

(5) 国際会議から

米国ハッカー国際会議が米国ラスベガスで毎年 8 月に開催される (若江 雅子 (2015) 「米国ハッカー国際会議」『読売新聞 (朝刊)』8 月 26 日, p. 15)。今年も 8 月下旬である。国際会議は「ブラックハット」, 「デフコン」である。今年は、IoT (Internet of Thing : モノのネットワーク) の弱点を明らかにし、サイバーテロへの悪用を警告する発表が国際会議で行われた。IoT とは、モノのインターネットの総称である。様々なモノに通信ができる機能をつけて情報を収集し、分析し、製品の開発やサービスに活用する仕組みである。例えば、生活支援ロボットなどがそれである。

「ブラックハット」は、最先端のセキュリティ状況が発表された。この会議は、1997年に創設され、現在運営が企業である。もうひとつの「デフコン」は、米国人ハッカー、ジェフ・モスが創設した会議である。この会議は、1993年、仲間とパーティーが始まり徐々に広まり今は、18,000人が参加している。世界の人々がインターネットを使い送金していた。またサービスを受けている。特に、年々増加の傾向にある電子送金システムや電子決済処理システムの危険が多い環境の中で使っていることから、ほんとうに安全でなければならない。以前からセキュリティの安全性が問われていた。送金相手が、なりすましの場合もある。自動車に関しては、「運転中、急にワイパーが動き出したと思うと、触ってもいないのにブレーキがかかり、ハンドルもクルクル回りはじめる。そして、高級車として知られるジープ・チェロキーがパソコンで自在に操る映像が流れると、会場がどよめいた」。140万台という多さは、企業としても大打撃である。これは自動車のハッキングである（ネットワークに接続し、遠隔操作）が、他の製品でも可能であることを示している。

この会議では、最新の自動車は、故障診断などが外部ネットワークに接続し観てもらう。このネットワークでは、利便性のあまり、裏ではリスクが生じる可能性が高い。常に、危険との背中合わせの状態であることを認識し、意識しなければならない。この他、最近の話題でもあるドローンや金庫、ライフルなど多様なIoT機器の問題が報告されている。IoTの社会での意識が追いついていないようである。日本では、これまでIoTセキュリティに関する国家の明確な基準もなく、対応策もない。最近のIoT機器による事件が発生したことからようやく動きはじめたようである。今年度から一般社団法人重要生活機器連携セキュリティ協議会がIoT製品の検証ツールや基準作成に取り組む。カーナビゲーションやPOSの販売時点情報管理システムなどから取り組むようである。

4.2 IoT のセキュリティ

技術革新の中では、やはりインターネットの活用によるものが多い。インターネットの活用により、社会やその環境も変化している。経済が好調ではなくてもインターネットの利用は、IT 企業の他の業界と比べて成長している。ネット企業は、社会での存在感を以前よりさらに現している。社会環境の変化は、このように正確な情報の把握と判断ができない状態であるといえる。変化が治まり誰もがその状況を理解したとき、変化を変化として受け取らず日常のここのように感じると思われる。このようなことは、歴史の中で絶えず繰り返されていることでもあり、IT の普及の際、同様な現象があったと思われる。インターネットの利用は時間の経過とともに、日常生活の一部になっている現象が示している。グローバルな社会では、今までに無かったことが日常生活の一部になっていくと推測するならば、今以上に変化に耐えうる人材、変化に適用できる人材の確保と育成が重要である。

一方、通信業界は産業界でも近年目覚まし発展を遂げた分野である。1985 年の通信の自由化から約 30 年間で、民間の事業者を中心に積極的なネットワーク投資が行われた結果である。その結果、大都市圏だけではなく日本全国のはほぼ全域でブロードバンドが利用可能になった。このように、インフラの整備から高度化により、従来のコミュニケーションツールから情報を生成、蓄積、処理し付加価値を生み出す経営資源としての役割に変化した。その中でも、センサー技術などの発達によりモノがネットワークにつながられ、MtoM (M 2 M) 通信が現実的になってきた。スマートフォンの普及は個人をインターネットにつなぎ、MtoM (M 2 M) でモノがインターネットにつながる。その結果、ネットワークが社会インフラとして重要性を帯びてさらに増している。したがって、産業界の活性化と発展は、その分野に対しても安全性と保護の重要が増していることにつながっ

ていく。ICT の高度化に伴い、安心と安全な利用環境の整備が必要である。2020 年代の世界最高水準の ICT 社会の実現のためには、世界最高レベルの通信インフラの整備が必要である。そのためには料金低廉化とサービスの多様化のための競争環境の整備、消費者保護ルールの充実した内容の検討とその対応、制度化などの課題が山積みである。総務省では、2014 年度より「ICT サービス安心・安全研究会」を開催し、消費者保護ルールの見直し・充実、ICT による 2020 年代創造のための青少年保護・育成のあり方、ICT サービスの進展に応じた課題への対応等の検討を始めている。これらは、通信業界が 3 つのグループ体制にほぼ固定化したため、事業者のグループ化から一歩進み、ICT から IoT の世界実現に進みはじめたあらわれである。この IoT の世界は、2030 年を見据えた新たな通信産業への政策と発展への期待もある。

IoT のセキュリティリスクには、あらゆるものが攻撃対象となる。例えば、米国の政府監院（GAO）が 2015 年に航空機の不正アクセスに対する可能性を警告したが、未対応である。航空機システムは世界的に連携しているが、認証はされていないので不正アクセスのリスクが高いのである。各航空機は自分の位置を放送しそれを地上で受信管制している。外部からこれを簡単にコントロールできるのである。位置を変更して再発信させることができるので衝突が発生する可能性もある。スマートフォンを使って BMW の自走車を操作したとか、技術領域は多岐にわたるのでセキュリティの担保が極めて難しい。IoT デバイスには、現状でいろいろな脆弱性がある。IoT デバイス 1 個当たり平均 25 件ぐらいの脆弱性がある。また、パスワードが不十分であるため多くの既存デバイスからの攻撃がある。各種のデバイスがマルウェアの温床になって多量の攻撃が生成されている現状であってコントロールは困難である。非常に難しい問題である。

5. セキュリティ対策の将来

企業における問題意識は、サイバーセキュリティに及びそれが経営問題であり、社会問題のリスクでもある。特に、マルウェアによる攻撃の大半はクライアント PC からであり、既存の不正プログラム検知方法だけでは不十分である。不正送金では法人の口座が狙われ易い。そして、今日では企業内に閉じ込めて外部ネットワークには絶対に繋がらないシステムは難しい。外部からの利用、下請け企業や関連企業を含めて全従業員のセキュリティ意識にまできちんと責任を持てるか、という点必ずしもそうではない。

情報がいったん漏洩したら回収できないなど多くの課題がある。企業経営者には、組織目的の確認と改善、迅速な意思決定、社員意識改革・教育、セキュリティ監視・リスク認識である。企業経営者はセキュリティ対策に意識を持つことは当然であるがそれだけでは不足である。今どのような攻撃があり、どう対処しているのかを認識しておく必要がある。自分はセキュリティ担当であるが、セキュリティ対策はその部下に任せているというようなことでは不十分である。そして、セキュリティ事故に備えた訓練も行わなくてはならない。

対策の中で考えなければならないのが法律である。情報法制に関して、サイバー空間では法律の限界がある。特に、国境を超えると匿名性が高くなり法律の施行ができなくなる。国内では以前から各種の法律が施行されている。その中で、電子署名法がそれに該当する法律である。サイバーセキュリティ基本法は、施行して1年が経過した。その後、監視対象の拡大を目的に改正案が提出されている。サイバーセキュリティに関しては、組織間の連携が必要である。重要インフラが攻撃される可能性に対処するために、各種情報の共有化をはかるための組織の再編も必要である。

6. おわりに

グローバルな社会やグローバルな企業経営となると、様々企業が混在し、日々競争である。グローバルな社会の中で、経済力の向上と企業コスト等のお互いの利害関係の一致をみて、さらに、生産や効率の向上、低コストの企業経営が目標になる。

一方、IT 社会は環境の変化が技術進歩の結果として現れてくることは明らかである。IT 社会の形成に至ったとき、IT の本質的な側面が実感できると考える。IT 社会の環境の変化に見られる大きな意味を各個人が理解する必要がある。例えば、インターネットが単に利便性だけではないことをもっと知ること。そして、インターネットの利活用が年々増えている傾向から今後も続くと考える。小型の情報端末機が普及するにつれて情報に対する「安全性と保護」がより一層重要であり、かつ必要になる。これは、企業だけでなく個人も同様に考えなければならない。そのために、セキュリティ研究開発機能の強化が重要であり、必要である。このような状況を観ると、セキュリティに関する研究開発が極めて重要な役割を持っていることを理解する。しかし残念ながら、社会のセキュリティ技術は輸入依存である。情報セキュリティのコア技術やセキュリティ情報は社会にとっての必須アイテムであり、これは国際間でインテリジェンス情報をやり取りするための交換条件にもなる。こういう情報をきちんと持っていることが重要である。また、セキュリティシステムは今後より複雑化し、サイバー攻撃などに対応できる情報セキュリティの基礎研究が必要になる。さらに、セキュリティ解析のコア技術と設備が重要になる。従来は専門家がチェックしているが、人間による対応では間に合わない。当然、コンピューターが対応することも考えなければならない。

最後に、やはり人材の育成が急務である。組織内では、責任を持ってい

る経営者、セキュリティ責任者、セキュリティ担当者、それから企業グループなどがある。また、セキュリティ情報共有組織および横断・監視組織が必要である。信頼できる人的ネットワークも必要であろう。

謝辞

最後に、本稿は平成 28 年度拓殖大学経営経理研究所個人研究助成による研究の成果の一部であること。そして、筆者は、日頃の研究活動に対し拓殖大学経営経理研究所に大変感謝するものである。ここに記して同研究所に謝意を表したい。

《注》

- 1) 八木 勤編「2000 年のマルチメディア市場」『コンピュータ・エージ社, Vol. 28, No. 335, 1994 年, pp. 42-47。
- 2) 野中郁次郎『企業進化論』日本経済新聞社, 1985 年, pp. 217-231。
- 3) 千早正隆『日本海軍の戦略発想』プレジデント社, 1982 年。
- 4) 情報処理推進機構『情報セキュリティ読本』実教出版, 2014 年, pp. 10-11。
- 5) 経済産業省『海外事業活動基本調査 ― 平成 20 年度実績 ―』2009 年。
- 6) 経済産業省『前掲書』
- 7) 情報処理推進機構『前掲書』, pp. 2-3。
- 8) 情報処理推進機構『前掲書』, p. 4。
- 9) 情報処理推進機構『前掲書』, pp. 18-19。

参考文献

- [1] 大野吉輝共著：成長理論の研究, 大阪府立大学, pp. 3-29 (1961)
- [2] 「豊かな社会」の H. Kahan に対して A. Toffler のような複雑な社会現象, 特に経済現象を捉えるには「第 1, 第 2, 第 3 の波」というグローバルで多面的な捉え方が必要かもしれない。一方では, H. Kahan は経済社会の発展が国民所得により区別している。もちろん「豊かな社会」も国民所得からの区別である。
- [3] 総務省「平成 27 年度版情報通信白書」総務省, p. 36 (2015)
- [4] 『同上書』, pp. 64-69 (2015)
- [5] Ministry of International Trade and Industry, Machinery and Information Industries Bureau, Information, Computer, and Communi-

- cations Policy Planning Office: Management Systems, *A Journal of Japan Industrial Management Association*, Vol. 7, No. 1, 1997, p. 37.
- [6] M. Nagai: Information Interdependence and Interchanges in Asia, *A Journal of Information and Communication Research*, Vol. 8, No. 4, pp. 6-9 (1991).
- [7] H. Miyamoto, H. Fukumuro, I. Nakajima, and K. Aoki: Information Technology To Support Information Exchanges among Asia-Pacific Region Countries, *A Journal of Information and Communication Research*, Vol. 8, No. 4, pp. 102-120 (1991).
- [8] Kasai, K.: Symphonic-space, No. 7, pp. 37-38 (1992).
- [9] Kasai, K., and S. Kanayama: Symphonic-space, No. 5, pp. 14-15 (1990).
- [10] Newman, W. H., Warren, E. K., and J. E. Schnee: The Process of Management, 5th ed., Prentice-Hall, pp. 21-23 (1982).
- [11] Jauch, L. R., and W. F. Glueck: Business Policy And Strategic Management, 5th ed., McGraw-Hill, pp. 5-6 (1988).
- [12] Byars, L.: Strategic Management, 2nd ed., Harper & Row, p. 6 (1987).
- [13] Koontz, H. and H. Weihrich: Management, 9th ed., McGraw-Hill, p. 63 (1988).
- Koontz, H. and H. Weihrich: Management, 9th ed., McGraw-Hill, p. 104 (1988).
- [14] Hatten, k. and M. Hatten: Strategic Management, Prentice-Hall, p. 1 (1987).
- [15] 野村総合研究所技術調査部「日本電気研究開発グループ」R & D Hotline『ノムラ・リサーチ』, 野村総合研究所情報開発部 (1988).
- [16] Hatten, k. and M. Hatten: Strategic Management, Prentice-Hall, p. 1 (1987).
- [17] 野中郁次郎『企業進化論』日本経済新聞社, pp. 217-231 (1985).
- 佐藤義信『トヨタグループ戦略と実証分析』白桃書房, pp. 207-261 (1988).
- [18] 窪田健一, 金山茂雄「情報化と教育環境の影響分析」『教育システム情報学会講演論文集』, pp. 494-495 (2009). 他.
- [19] 拙稿, 「知覚に関する情報処理環境の変化と意識」『PCUA』パーソナルコンピュータ利用技術協会論文集 (2005).
- [20] 拙稿, 「情報通信と情報技術の史的展開」『経営経理研究』拓殖大学経営経理研究所, 第 79 号, pp. 85-112 (2006).

- [21] 松岡公二, 金山茂雄, 「技術と IT ビジネスの戦略的利用」『経営経理研究』拓殖大学経営経理研究所, 第 80 号, pp. 129-156 (2007).
- [22] Jauch, L. R., and W. F. Glueck, Business Policy and Strategic Management, 5th ed., McGraw-Hill, pp. 5-6 (1988).
- [23] 岡田・松田編著『ケータイ学入門』有斐閣 (2002).
- [24] NHK 放送文化研究所編『現代日本人の意識構造 第六版』NHK 出版協会 (2001).
- [25] 森岡清志『改訂版 都市社会の人間関係』放送大学教育振興会 (2004).
- [26] 原真『巨大メディアの逆説』リベルタ出版 (2004).
- [27] 総務省『平成 27 年度版情報通信白書』総務省 (2015).
- [28] 総務省『平成 26 年度版情報通信白書』総務省 (2014).
- [29] 総務省『平成 25 年度版情報通信白書』総務省 (2013).

(原稿受付 2016 年 10 月 17 日)

〈論 文〉

給与所得に関する裁判事例の検討

村 松 芳 弘

要 約

現在の労働環境の多様化によって、労働者の働き方や収入を得る方法は従来に比べ、多岐にわたっている。個人に対する課税を定める所得税法には、所得の種類が 10 種類に区分されているが、そのなかでも給与所得は他の所得との区分においてその判断が困難である場合がある。

弁護士の顧問料収入について給与所得に当たらないとされた最高裁昭和 56 年 4 月 24 日判決において、給与所得とその他の所得との区分に一応の判断基準が示された。しかし、所得税法 28 条 1 項に規定される給与所得は、具体的な内容に乏しいため、課税庁は税の徴収を早期に行いたいがために給与所得として課税をしたいという意図がうかがえる。また、納税者は、事務手続きの軽減や納税額の減少を考慮して自己の都合に沿うようにその判断を行うなど、現状では、課税庁と納税者がそれぞれの思惑が交錯することとなっている。

そこで本稿では、裁判事例を検討することにより給与所得に関する基本的な考え方を明らかにする。

キーワード：給与所得，担税力，従属性，労務提供の対価，非独立性

目 次

- I はじめに
- II 判例における給与所得区分の判断基準
- III 日本フィルハーモニー事件
- IV りんご生産組合事件

- V スtockオプション事件
- VI 東京高裁平成 25 年 10 月 23 日判決
- VII 事例の検討
- VIII おわりに

I はじめに

近年の労働環境は、パソコンやタブレットなどの電子機器の活用によりオフィス外で業務をしたり、SOHO（Small Office Home Office）と呼ばれる小さなオフィスや自宅で業務を行うことや大手企業でも副業が容認されるようになるなど、多様化が顕著であるように感じられる。

所得税法は、所得をその源泉ないし性質によって 10 種類に分類している。それは、所得はその性質や発生の態様によって担税力が異なるという前提に立って、公平負担の観点から、各種所得について、それぞれの担税力の相違に応じた計算方法を定め、また、それぞれの態様に応じた課税方法を定めている¹⁾。

給与所得については、所得税法 28 条 1 項で「給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。」とその意義が規定されているが、条文の限りでは、給与所得の具体的内容にまでは踏み込んでおらず、その内容は必ずしも明らかになっていないと思われる²⁾。

我が国では、およそ 5,592 万人といわれている給与所得者がおり³⁾、これらの人々が得る所得について、同一の労務形態であるにもかかわらず、ある納税者は給与所得となり、別の納税者は給与所得以外の所得となるような場合には、課税の公平が維持できなくなると考えられる。

最高裁昭和 56 年 4 月 24 日判決⁴⁾は、納税者による労働提供の対価が給与所得と分類されるための主たる基準（とりわけ事業所得と区別する基準）

として、「従属性」と「非独立性」を判示した⁵⁾。

実務的な問題として、納税者（業務の委託者）は、その支払をいわゆる外注費とすることで、年末調整手続きや社会保険の加入手続きなど、手間とコストを削減することができる。また、課税庁は給与所得と認定することで源泉徴収制度を使い早期に徴税できること、事業所得とすると受託者が確定申告をしなかった場合の課税漏れを防止するため、できる限り給与所得として課税したいのではないかとと思われる。このように納税者と課税庁の思惑で給与所得の恣意的な解釈がなされているのが現状である。

そこで本稿においては、裁判例を検討することによって給与所得に関する基本的な考え方を明らかにしたい。

II 判例における給与所得区分の判断基準

まずは、給与所得と事業所得の区別に関する判断基準を確立した最高裁判昭和 56 年 4 月 24 日判決（以下「最高裁昭和 56 年判決」という。）を取り上げる。本判決は、下級審の裁判例の傾向に沿って、これを確認したもので、その基準を確立した点で大きな意義を有するものといえる⁶⁾。

事実の概要は次のとおりである。X（原告・控訴人・上告人）は、第一東京弁護士会所属の弁護士であり、自己の法律事務所を有し、使用人を 4 人ないし 6 人（うち家族使用人 2 人を含む）を使用して、特定の事件処理のほか法律相談等も内容として継続的に弁護士業務を営む弁護士であり、訴外会社数社とその法律相談に応じることを内容とする顧問契約を口頭で締結した。これらの契約に基づき、当該各社の担当者が X の事務所を訪れて随時法律問題等につき意見を求めるなどし、また、契約には勤務時間、勤務場所についての定めがなく、特定の会社の業務に定時専従する等格別の拘束を受けるものではない。この契約の実施状況は前記各社において多くの場合電話により、時には各社の担当者が上告人の事務所を訪れて随時

法律問題等につき意見を求め、上告人においてその都度その事務所において多くは電話により、時には同事務所を訪れた担当者らに対し専ら口頭で法律相談等に応じて意見を述べるというものであって、上告人の方から右各社に出向くことは全くなく、相談の回数は会社によって異なり、月に2、3回というところや半年に1回、一年に1回というところもある。各社はいずれも顧問料を弁護士の業務に関する報酬として毎月定時に定額をその10%の所得税を源泉徴収した上でXに支払っており、当該顧問料から、健康保険法、厚生年金法等による保険料を控除しておらず、Xに対し、夏期手当、年末手当、賞与の類のものを一切支給しておらず、したがって、雇用契約を前提とする給与として扱ってはいない。Xは係争年分の所得税につき上記報酬が給与所得であるとして確定申告を行ったが、Y（税務署長一被告・被控訴人・被上告人）はこれを事業所得と認定して更正を行い、さらに後に一部を給与所得と認定して再更正を行った。Xは審査請求を経由して当該更正等の取消しを求めて出訴した。

第一審横浜地裁昭和50年4月1日判決⁷⁾はXの請求を棄却し、第二審東京高裁昭和51年10月18日判決⁸⁾もXの控訴を棄却したので、Xが上告したのが本件である。

それに対して、最高裁判所は、次のように述べてXの上告を棄却した。

「およそ業務の遂行ないし労務の提供から生ずる所得が所得税法上の事業所得（同法27条1項、同法施行令63条12号）と給与所得（同法28条1項）のいずれに該当するかを判断するにあたっては、租税負担の公平を図るため、所得を事業所得、給与所得等に分類し、その種類に応じた課税を定めている所得税法の趣旨、目的に照らし、当該業務ないし労務及び所得の態様等を考察しなければならない。したがって、弁護士の顧問料についても、これを一般的抽象的に事業所得又は給与所得のいずれかに分類すべきものではなく、その顧問業務の具体的態様に依拠して、その法的性格を判断しなければならないが、その場合、判断の一応の基準として、両者を

次のように区別するのが相当である。すなわち、事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいい、これに対し、給与所得とは雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいう。なお、給与所得については、とりわけ、給与支給者との関係において何らかの空間的、時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかどうかを重視されなければならない。」

所得税法 28 条 1 項には、「給与等」が例示されている。それは、勤労性所得（人的役務からの所得）のうち、雇用関係またはそれに類する関係において使用者の指揮・命令のもとに提供される勤労の対価を広く含む概念であり⁹⁾、最高裁昭和 56 年判決では、「一応の基準」として給与所得該当性の判断基準を示している。その中で最高裁判所は、「およそ業務の遂行ないし労務の提供から生ずる所得が所得税法上の事業所得（所得税法 27 条 1 項、同法施行令 63 条 12 号）と給与所得（同法 28 条 1 項）のいずれに該当するかを判断するにあたっては、租税負担の公平を図るため、所得を事業所得、給与所得等に分類し、その種類に応じた課税を定めている所得税法の趣旨、目的に照らし、当該業務ないし労務および所得の態様等を考察しなければならない」とし、「これを一般的抽象的に事業所得または給与所得のいずれかに分類すべきものではなく、その顧問業務の具体的態様に応じて、その法的性格を判断しなければならない」と前置きしたうえで、給与所得を「雇用契約またはこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいう」と定義づけて、いわゆる使用者に対する「従属性」要件を示し給与所得の意義について一定の方向性を示している。なお、従属性について、「給与所得については、とりわけ、給与支給者との関係において何らかの空間的、

時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかどうか重視されなければならない。」と述べている。この「空間的、時間的拘束」については、「これに類する原因」のある関係をも包摂しているのであるから、雇用契約がない場合に、使用者の指揮命令に服して提供された労務等の対価であるか否かについての判断ではないか¹⁰⁾ という解釈や事業所得者との間に締結する委任契約についても、その委任される内容によっては相当程度空間的、時間的拘束がなされる可能性は否定できない¹¹⁾ から一概にはそれが給与所得該当性を判断するものではないとの見解もある。そのように考えるならば、本判決は、給与所得該当性の判断基準として重要な指針とはなるものの、あくまでも「一応の基準」であり、相対的な基準であるものと考えられる。

また、本判決は、事業所得の概念として、「自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得」であると「非独立性」についても言及している¹²⁾。

そうすると、給与所得該当性を判断するにあたっては、雇用契約書の締結や空間的・時間的拘束は重要な要件であることは疑いないが、最終的には「業務の具体的態様」が給与所得に該当するか否かで判断することになると考えられる。

Ⅲ 日本フィルハーモニー事件

最高裁昭和 53 年 8 月 29 日判決¹³⁾ は、原告が日本フィルハーモニー交響楽団（以下「日本フィル」という。）に所属する楽団員（バイオリニスト）で、その所得が、事業所得であるか給与所得であるかが争われた事案であり、第一審の東京地裁昭和 43 年 4 月 25 日判決¹⁴⁾ は、給与所得と事業所得の区分に関して判示された裁判例としては最初のものであるといわれてい

る¹⁵⁾。事実の概要は次のとおりである。

X（原告・控訴人・上诉人）は、株式会社文化放送の一部門である日本フィルの正楽員たる身分を有するバイオリン演奏家であるが、昭和 37 年中に日本フィルから 93 万 6,359 円、日本グラモフォン株式会社から 1 万 9,721 円、日本コロムビア株式会社から 8,888 円、株式会社新音楽協会から 1 万 2,600 円、以上合計 97 万 7,568 円の収入を得たので、その全部を事業所得として、Y（被告人・被控訴人・被上诉人）に対し昭和 37 年分所得税の確定申告書を提出した。

申告書提出年月日 昭和 38 年 3 月 9 日

収入金額 97 万 7,568 円

必要経費 34 万 2,148 円

所得金額 63 万 5,420 円

税 額 3 万 0,800 円

源泉所得税控除額 6 万 2,532 円

差引還付請求額 3 万 1,732 円

ところが、被告は、昭和 38 年 10 月 31 日、上記収入金額のうち、日本フィルからの収入を給与所得とし、日本グラモフォン株式会社外 2 社（以下「日本グラモフォン等」という。）からの収入を雑所得として、次のような更正処分をした。

給与所得金額 81 万 6,359 円

雑所得金額 3 万 0,906 円

総所得金額 84 万 7,256 円

税 額 6 万 3,540 円

源泉所得税控除額 6 万 2,539 円

差引納税額 1,000 円

上記更正処分に対し、原告は不服申立期間内に被告に異議申立てをしたが、3 箇月を経過したので右申立ては東京国税局長に対する審査請求とみ

なされ、同局長は昭和 40 年 3 月 24 日請求棄却の裁決をなし、その裁決書謄本が 4 月 30 日原告に送達された。

X は、当該更正処分には所得の種類認定を誤った違法があるとして、その取り消しを求めて出訴した。X は本訴に及び、X はバイオリニストとして自己の継続的な事業の一環として日本フィルに参加しているのである。したがって、雇用契約にもとづく賃金ではなく、請負報酬代金であるなどとし主張した。

第一審は、『対価を得て継続に行う事業』とは、自己の危険と計算において独立的に営まれる業務で、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められるものと解される。これに対し、給与所得は、雇用又はこれに類する原因にもとづき非独立的に提供される労務の対価として受ける報酬及び実質的にこれに準ずべき給付を意味するものであって、報酬と対価関係に立つ労務の提供が、自己の危険と計算とによらず他人の指揮命令に服してなされる」と判示し X の請求を棄却した。

第二審東京高裁昭和 47 年 9 月 25 日判決¹⁶⁾も「楽団の一員として控訴人が活動することは自己の危険と計算による企業性を有するものといえないことはもちろんであって、ひきょう X が日本フィルから取得する収入について Y においてこれを給与所得と目して課税したことには、何ら違法の点はない。」として X の控訴を棄却した。

最高裁は、次のように述べて、上告を棄却した。「X が日本フィルから得た所論の収入を給与所得とした原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。」とし X の上告を棄却した。

日本フィルハーモニー事件で第一審は、事業所得を「自己の危険と計算において独立的に営まれる業務で、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められるものをいう」と述

べ、また、給与所得については、「雇用又はこれに類する原因にもとづき非独立的に提供される労務の対価として受ける報酬及び実質的にこれに準ずべき給付を意味するものであって、報酬と対価関係に立つ労務の提供が、自己の危険と計算とによらず他人の指揮命令に服してなされる点に、事業所得との本質的な差異がある…労務の雇用契約等にもとづき他人の指揮命令の下に提供され、その対価として得られた報酬もしくはこれに準ずるものであるかぎり、給与所得に該当する。」と判示しており、控訴審も「指揮拘束を受ける従属の立場において提供する役務の報酬として支払われたものであり、…自己の危険と計算による企業性を有するものといえない…被控訴人においてこれを給与所得と目して課税したことは、何ら違法の点はない。」としている。上告審も、第一審及び第二審と同じ考え方をおり、給与所得と事業所得の区分について「一応の基準」を示した最高裁昭和56年判決に影響を与えていると考えられる。

Ⅳ りんご生産組合事件

最高裁平成13年7月13日第二小法廷判決¹⁷⁾は、民法上の組合が、専従者として組合の作業に従事し、組合から労務費名目で支払いを受けた金員につき、給与所得か事業所得かが争われた事件で、国税不服審判所の審判から最高裁まで、その判断は分かれたが、最高裁昭和56年判決を引用して、当該支払が給与所得に係る給与等の支払に該当する旨の事例判断を示したものであり¹⁸⁾、従来の裁判例を踏襲したものである。事実の概要は次のとおりである。

X（原告・被控訴人・上告人）は、りんごの生産を行う組合（以下「本件組合」という。）の組合員である。本件組合は、原告ほか18名が国営須川パイロット事業地内に土地を所有していたことから、造成された畑にりんご生産を共同で行うために組織された民法上の組合である。

本件組合は、昭和 51 年に設立された民法上の組合であり、X は、本件組合の設立当初からの組合員である。

本件組合においては、設立当初から、組合員が所有地面積に応じて組合経費を拠出し、また、所有地面積に応じて決められた出資口数に従って組合員又はその家族が作業に出役する責任出役義務制を採っており、出役に対して対価が支払われるということではなく、出役の過不足は現金で精算することによって調整していた。しかし、りんごが成木になるにつれ、一口当たりの必要出役日数が増加し、また「責任出役義務制」においては、もともと農家でない組合員は必ずしも常に出役するわけではなく、代わりの者を依頼することが多くなり、その結果作業員が常に変化するため、一定の熟練を要するりんご生産作業に不都合が生じ、雇用労働を用いるほうが合理的であることが認識されるようになった。

このため、昭和 59 年の組合総会において本件組合のりんご生産作業は、管理者、専従者及び一般作業員が行う形態となった。

X は、本件組合の設立当初、出役日数が不足する状態であり、出役不足を現金で生産していたが、昭和 59 年に上記形態となって以降は一般労働者として労務に従事し、本件組合からの労賃の支払を受けていた。

本件組合の収支決算は、当該年度の組合利益を計算し、これと組合員の所有地面積に対応した口数に応じた出資額を併せて次年度に繰り越していた。また、本件組合では、平成 3 年度に 1 口当たり 6 万円の配当を行ったのが唯一の現金配当であり、毎年りんごの売却益等による利益は、農機具購入の準備資金や組合の翌年度のりんご園地の管理運営費等に充てられていた。

X は、本件組合平成 3 年分につき 165 万 5,275 円、同 4 年分につき 147 万 6,595 円、同 5 年分につき 147 万 6,595 円を作業労賃として支払いを受け、これらの収入を給与所得にかかる収入として、所得税の再修正申告をしていた。Y（税務署長一被告・控訴人・被上告人）は、これらの収入が

本件組合からの利益の分配であり、事業所得にかかる収入であるとして各年分について更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をしたため、Xが審査請求を経てこれらの処分取消しを求めた。

国税不服審判所¹⁹⁾は、事業所得と給与所得の差異を、労務提供が事故の計算と危険において独立性をもってなされるかどうかであるとした上で、総会において管理者及び専従者として選任されていること、その労賃も総会で決定されている一方、一般作業員の手配や日当は非組合員である管理者が決定しているから、管理者は他の組合員に代わって組合業務に従事していること、作業内容が管理者・専従者・一般作業員では異なり、また作業内容は、管理者・X・他の専従者と相談の上決定していることから、Xは組合員として作業に従事し、また作業の成否が分配金の多寡という形でXの所得計算に反映される以上自己の計算と危険において組合事業に従事しているとしてXの審査請求を棄却した。

第一審²⁰⁾は、「本件組合は、昭和59年以降、組合の設立当初から採られていた組合員全員が出資口数応じてりんご生産作業に従事する責任出役義務制を改め、管理者を中心とした専従者及び作業員に右作業を任せその労賃を組合で負担する方式を採ってきたこと、Xは、右作業において、管理者を補助し、大型機械を使用しての消毒作業等の一般作業員よりも比較的技術的な仕事をする事もあったがその仕事の内容において、非組合員が占める他の作業員と大差なく、管理者の指示を受けてりんご生産作業に従事し、毎日の労働時間をタイムカードによって管理される等の拘束を受け、専従者として継続的に労務を提供し、また、一日当たりの定額の日給を基本とする対価の支払を受け、その対価における一般作業員との差は仕事の熟練度に着目したものにも過ぎず、その労賃は、組合全体の所得とは何ら関係もなく、専ら労働時間により定められていたものであって、Xの収入には、なんら自己の計算と危険という要素の入り込む余地はなく、単なる労働の対価としての意味を有するに過ぎないものであるから、Xの

右労働に基づいて得られた収入は、前記の判断基準に照らせば、所得税法上、給与所得にあたりと認めるのが相当であって、このように実情に即して解することが課税の公平にも資するものというべきである。」として本件処分を取り消した。

第二審²¹⁾は、「組合の法的構造に照らすと、組合所得は各組合員に帰属し課税の対象となるから、組合員が組合から組合員の立場で受け取る収入は、組合の事業から生じた事業所得である」と述べて第一審判決を取り消し、Xの請求を棄却した。

それに対して、最高裁判所は、次のように述べ原審を破棄し自判した。「民法上の組合の組合員が組合の事業に従事したことにつき組合から金員の支払を受けた場合、当該支払が組合の事業から生じた利益の分配に該当するのか、所得税法 28 条 1 項の給与所得に係る給与等の支払に該当するのかは、当該支払の原因となった法律関係についての組合及び組合員の意思ないし認識、当該労務の提供や支払の具体的態様等を考察して客観的、実質的に判断すべきものであって、組合員に対する金員の支払であるからといって当該支払が当然に利益の分配に該当することになるものではない。また、当該支払に係る組合員の収入が給与等に該当するとすることが直ちに組合と組合員との間に矛盾した法律関係の成立を認めることになるものでもない。

これを本件についてみると、本件組合から上告人ら専従者に支払われた労務費は、雇用関係にあることが明らかな一般作業員に対する労務費と同じく、作業時間を基礎として日給制でその金額が決定されており、一般作業員との日給の額の差も作業量、熟練度の違い等を考慮したものであり、その支払の方法も、一般作業員に対するのと同じく、原則として毎月所定の給料日に現金を手渡し方法が採られていたというのである。他方で、組合員に対する出資口数に応じた現金配当は平成 3 年度に一度行われたことがあるにすぎない。これらのことからすれば、本件組合及びその組合員は、

専従者に対する上記労務費の支払を雇用関係に基づくものと認識していたことがうかがわれ、専従者に対する労務費は、本件組合の利益の有無ないしその多寡とは無関係に決定され、支払われていたとみるのが相当である。また、上告人ら専従者は、一般作業員と同じく、管理者の作業指示に従って作業に従事し、作業時間がタイムカードによって記録され、その作業内容も一般作業員と基本的に異なるところはなく、違いがあるとしてもそれは熟練度等の差によるものであったというのであるから、上告人ら専従者は、一般作業員と同じ立場で、本件組合の管理者の指揮命令に服して労務を提供していたとみることができる。さらに、本件組合の目的であるりんご生産事業について、設立当初は各組合員がその出資口数に応じて出役する責任出役義務制が採られていたのが、雇用労力を用いる方が合理的であるとの認識に基づき、管理者、専従者及び一般作業員が生産作業を行う形態に改められた経緯等にもかんがみると、責任出役義務制が廃止された後は、組合員である専従者の労務の提供も、一般作業員のそれと同様のものと扱われたと評価することができる。

これらの事実関係からすれば、上告人ら専従者が一般作業員とは異なり組合員の中から本件組合の総会において選任され、りんご生産作業においては管理者と一般作業員との間にあって管理者を補助する立場にあったことや、本件組合の設立当初においては責任出役義務制が採られていたことなどを考慮しても、上告人が本件組合から労務費として支払いを受けた本件収入をもって労務出資をした組合員に対する組合の利益の分配であるとするのは困難というほかになく、本件収入に係る所得は給与所得に該当すると解するのが相当である。」と判示している。

最高裁の判断は、「当該支払の原因となった法律関係についての組合及び組合員の意思ないし認識、当該労務の提供や支払の具体的態様等を考察して客観的、実質的に判断すべきものであって、組合員に対する金員の支払であるからといって当該支払いが当然に利益の分配に該当することにな

るものではない。また、当該支払に係る組合員の収入が給与等に該当することが直ちに組合と組合員との間に矛盾した法律関係の成立を認めるものでもない。」として第一審判決を支持している。本件は、民法上の組合であるため、法人税の課税を受けない²²⁾ため、組合の損益は組合員個人に帰属すると考えられる。そうすると、その収入が所得税法に規定するどの所得に区分されるかが問題となるのであるが法律の定めはない²³⁾。本件において最高裁は、組合員の意思、当該労務の提供や支払の具体的態様を実質的に検討し給与所得と判断していることは、事実上最高裁昭和 56 年判決に基づいた判決であるといえよう。

V ストックオプション事件

最高裁平成 17 年 1 月 25 日判決²⁴⁾（以下「最高裁平成 17 年判決」という。）は、いわゆるストックオプションの権利行使について、その利益が所得税法上のどの課税区分に属するかが争われた事件である。事実の概要は次のとおりである。

X（原告・被控訴人・上告人）は、A 社が 100%出資する B 社の代表取締役を務めていた。平成 8 年から同 10 年までに、親会社である A 社から付与された本件ストックオプションを行使し、それぞれの権利行使時点における A 社の株価と所定の権利行使価格との差額に相当する約 3 億 6,000 万円（以下「本件権利行使益」という。）を得た。

X は、本件権利行使益が所得税法 34 条 1 項の所定の一時所得に当たるとして各年分の申告を行ったが、Y（税務署長一被告・控訴人・被上告人）は、これが給与所得に当たるなどして増額更正処分を行った。X は、これを不服として本件各更正の取消しを求めた。

第一審（東京地裁平成 15 年 8 月 26 日判決）は、X の請求を容認したが、第二審（東京高裁平成 16 年 2 月 19 日判決）は、X の主張を退け、

請求を棄却した。

最高裁は、次のように判示して上告棄却した。

「本件事実関係によれば、本件ストックオプション制度に基づき付与されたストックオプションについては、被付与者の生存中は、その者のみがこれを行使することができ、その権利を譲渡し、又は移転することはできないものとされているというのであり、被付与者は、これを行使することによって、初めて経済的利益を受けることができるものとされているということができる。そうであるとすれば、A社は、上告人に対し、本件付与契約により本件ストックオプションを付与し、その約定にしたがって所定の権利行使価格で株式を取得させたことによって、本件権利行使益を得させたものであるということが出来るから、本件権利行使益は、A社からXに与えられた給付に当たるものというべきである。」

本件権利行使益は、上告人が代表取締役であったB社からではなく、A社から与えられたものである。しかしながら、B社は、A社の発行済株式の100%を有している親会社であるというのであるから、A社は、B社の役員の人事権等の実権を握ってこれを支配しているものとみることが出来るのであって、Xは、A社の統括の下にB社の代表取締役としての職務を遂行していたものということができる。

本件ストックオプション制度は、日本法人の一定の執行役員及び主要な従業員に対する精勤の動機付けとすることなどを企図して設けられているものであり、本件権利行使益がXが職務を遂行したことに対する対価としての性質を有する経済的利益であることは明らかというべきである。

本件権利行使益は、雇用契約又はこれに類する原因に基づき提供された非独立的な労務の対価として給付されたものとして、所得税法28条1項所定の給与所得に当たる。

最高裁昭和56年判決は、給与所得の定義として、雇用契約又はこれに類する原因に基づいていること、使用者の指揮命令に服して提供した労務

の対価として使用者から受ける給付であり、給与支給者との関係において何らかの空間的、時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかどうかが重視されなければならないとされる。本件において、X にストックオプションを付与したのは、X が代表取締役を務める B 社ではなく、B 社に 100% 出資する A 社である。第一審は、A 社と X との間の雇用契約はなく、X の A 社への勤労を否定している。しかし、第二審及び最高裁平成 17 年判決は、最高裁昭和 56 年判決を前提としながらも、指揮命令者以外の者が付与した経済的利益であっても、指揮命令者と支給者とが一致しないことのみを理由として直ちに当該経済的利益の給与所得該当性が否定されるものではないとする判断をしている。

一見それは、判例変更であるかのように思われるが、本件は、労務提供者が直接に雇用関係のない親会社（第三者）から受けた経済的利益であって、最高裁昭和 56 年判決の「一応の基準」は、そのような状況を想定した判決ではない。そもそも、最高裁平成 17 年判決は、所得の区分が争点ではなく、当事者間の役務の提供が争点となっている²⁵⁾。大法廷での判決でないことから判例変更ではないと考えるのが妥当である。

VI 東京高裁平成 25 年 10 月 23 日判決²⁶⁾

最高裁昭和 56 年判決以降、給与所得と他の所得との区別が争点となった裁判例をみてきたが、本判決は、教育機関（以下「本件教育機関等」という。）と業務委託契約書を締結し、当該契約に係る業務を受託した塾講師又は家庭教師との間に支払いがあった金員が、給与所得にあたるとしたものである。事実の概要は次のとおりである。

X（原告・控訴人）は、本件教育機関等から講師による講義等の業務及び一般家庭から家庭教師による個人指導の業務をそれぞれ受託し、かつ、

これらの業務に係る講師又は家庭教師として控訴人と契約を締結して当該業務を行った者に対し、当該契約所定の金員（ただし、交通費を除く。以下「本件各金員」という。）を支払っていた。

X は、(1)本件各金員が給与所得（所得税法 28 条 1 項に規定する給与等に係る所得）に該当しないものとして、平成 15 年 10 月分から平成 19 年 10 月分までの各月分に係る本件各金員につき、源泉所得税の源泉徴収をせず、また、(2)本件講師等から本件各金員を対価とする役務の提供を受けたことが消費税法（平成 24 年法律第 68 号による改正前のもの。以下同じ。）2 条 1 項 12 号に規定する課税仕入れに当たるものとして、同法 30 条 1 項の規定に従い、これに係る消費税額を同法 45 条 1 項 2 号に掲げる課税標準額に対する消費税額から控除した上で、17 年 8 月課税期間、18 年 8 月課税期間及び 19 年 8 月課税期間の消費税等の申告をした。

Y（渋谷税務署長一被告・被控訴人）は、(1)本件各金員が給与所得に該当し、また、(2)本件各金員を対価とする役務の提供を受けたことは課税仕入れに該当しないとして、納税告知処分及び更正処分を行った。

本件は、X が、本件各金員は給与所得に該当しないなどと主張して、Y に対し、これらの処分（ただし、本件各更正処分については、控訴人の申告額又は本件各更正処分前にされた減額更正処分に係る納付すべき税額を超える部分）の取消しを求めた事案である。

原審は、X の請求をいずれも棄却したので、X は、これを不服として、本件控訴を提起した。

ここでも、裁判所は最高裁昭和 56 年判決を引用しつつ、「そこに示されているのは、あくまでも「判断の一応の基準」ととどまるものであって、業務の遂行ないし労務の提供から生ずる所得が給与所得に該当するための必要要件を示したものではない。」とし、「従属性が認められる場合の労務提供の対価については給与所得該当性を肯定し得るとしても、従属性をもって当該対価が給与所得に当たるための必要要件であるとするものではない。」

と判示している。また、裁判所は、X が主張するように、「当事者の認識（意思）をも考慮されるべきである」としながらも「これを他の要素よりも格別重視しなければならないとする根拠はない」として、当事者の意思も重視しつつ業務の具体的内容を総合的に判断している。

Ⅶ 事例の検討

最高裁昭和 56 年判決は、その判決のなかで事業所得と給与所得を定義づけして、弁護士顧問料収入を事業所得であると判示したことは妥当である。「判断の一応の基準」ではあるが、この判決で事業所得と給与所得の枠組みを定めたことは意義深いと思われる。

日本フィルハーモニー事件においても判決は、「本人に自主性が認められる場合でも他人の指揮命令の下に提供されることにより報酬を得られる限り」給与所得にあたるとして原審を引用しているのであるが、日本フィルという団体に属している以上、楽団の指揮命令下にあると考えられる。給与所得とした本判決に筆者は賛成である。

りんご生産組合事件について、組合は事業の主体ではあるが法主体ではないから、その活動によって得られる損益は、組合を通り抜けて（パススルー）、組合契約で定める損益分配割合に応じて、直接各組合員に帰属する²⁷⁾。最高裁は、「支払の原因となった法律関係に係る当事者の意思、当該組合員の労務の提供や当該支払の具体的態様等を考慮して実質的に判断すべき」と判示している。管理者の指示を受けながら管理者を補助する立場にあり、一般作業員とともに作業に従事し、日給制を基本として作業日誌とタイムカードに記録された作業時間に応じた金額が原則として月末締切りの翌月 5 日払いで支払われていたという態様が実質的に給与所得と判断されたのだろう。この状況を最高裁昭和 56 年判決にあてはめてみても給与所得に該当するものと思われる。また、裁判所は、当事者の合理的意

思を考慮することにも言及している。筆者は、本件判決にも賛成である。

その後、最高裁平成 17 年判決にみられるように、従属性要件を満たすことがなくても給与所得とする判断がなされている。これは、給与所得と区分するにあたって従属性要件が不要であるということではなく、本件の場合、報酬の支払者は受給者の勤務する法人の株式を 100%保有している親会社であり、「子会社の役員の人事権等を握ってこれを支配している」からこそ子会社の従業員にストックオプションを付与できるという特殊な事情がある。そのように考えると、間接的にはあるが、支払者と受給者との間に空間的、時間的な拘束があったということができ、本判決が給与所得とした判決に賛成できる。

最後は東京高裁平成 25 年判決である。控訴人の主張は、当事者間で業務委託基本契約があり、当事者の認識（意思）が尊重されるべきであると主張しているのであるが、裁判所は、契約が締結されている（当事者の意思表示がある）からといって、これを格別重視しなければならない根拠はないと述べている。本件講師等は、直接又は少なくとも間接的に原告の監督下に置かれていると述べ、本件の状況を総合して給与所得にあたると判断している。本件事実を最高裁昭和 56 年判決の基準にあてはめると、雇用契約に類する原因に基づき提供された非独立的な労務の対価として給付された報酬となるであろう。また、裁判所は、「原告は、本件塾講師等ないしその希望者に対し、研修や指導を受けることを義務付けている」と認定している。事業主が行う「研修」などの受講義務は労働の質の確保が目的であると考えことができる²⁸⁾ため、それらを考慮すると給与所得に該当するものと考えられ、裁判所の判断は妥当である。

以上、ⅡからⅥにあげた判例をごく簡単ではあるが検討した。所得の区分を判断するためには、まず業務の実態がどのような態様になっているのかという実質的事実を重視すべきである。そのうえで従属性要件及び非独立性要件にあてはめることによって、所得の区分を判断することが必要で

あろう。そこには業務内容に基づいた当事者の意思も尊重されなければならないと考える。また、金銭の授受が発生するためできる限り契約書を作成して形式的な要件も満たしておく必要がある。

例えば、不動産業などでは基本給をできるだけ低くして、従業員の業績に応じてその成果に対応する報酬を歩合給ではなく事業所得にかかる報酬として支払っているケースがあるが、そのような場合、客観的に考えて従業員としての立場を離れて業務を行っているわけではないのであるから、空間的、時間的な拘束を受けていると考えるべきであり、従属性がないとはいえないので給与所得であると考えられるであろう。

VIII おわりに

上記のように本稿では、判例を中心に給与所得の基本的な考え方を明らかにした。結論として、給与所得であるか否かは、原則として最高裁昭和56年判決が示した、使用者に対する「従属性」と「非独立性」を備えたものと考えられる。

しかしながら、「従属性」要件であるところの「空間的、時間的な拘束」や「継続的ないし断続的に労務又は役務の提供」については、それが絶対的な要件ではなく、例えば、最高裁平成17年判決のように、直接的には雇用関係が存在せず、また、空間的、時間的な拘束がなくとも、事実としての様々な状況を総合的に勘案して給与所得であるか否かを判断することになるということも確認することができた。

所得の区分を判断するについては、まず業務の実態がどのような態様になっているのかという実質的事実を重視すべきである。そのうえで従属性要件及び非独立性要件にあてはめることによって、所得の区分を判断することが必要であろう。

所得が10種類に区分されているのは、課税の公平と担税力を考慮して

いるものであり、納税者及び課税庁が自由に法律を解釈して所得の区分を選択することは決して許されることではない。

《注》

- 1) 金子宏『租税法（第21版）』（弘文堂，2016年）204頁。
- 2) 筆者は、税務調査において幾度となくいわゆる外注費として経理処理しているものを給与所得に該当しているのではないかという指摘を受けた。契約書の作成をしていたり、業務を委託する前に当事者が外注であることを確認した後に業務にとりかかったり、また、委託者から受託者に対して確定申告の必要がある旨の説明をしていて、当事者の意思と形式上の手続きが整っているにも関わらず、調査官は給与所得該当性を主張してくるのである。
- 3) 国税庁 HP「平成26年分民間給与実態調査結果について」<https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2015/minkan/index.htm>（平成28年9月24日に確認）。
- 4) 民集第35巻3号672頁，判例時報1001号24頁，判例タイムズ442号88頁。
- 5) 渡辺徹也「給与所得該当性に関する判断基準としての非独立性と従属性——事業所得との相違——」税務事例研究145号20頁。
- 6) 園部逸夫「事業所得と給与所得の区別」『租税判例百選（第2版）』（有斐閣，1983年）65頁。
- 7) 行集26巻4号483頁。
- 8) 行集27巻10号1639頁。
- 9) 金子宏・前掲注1)226頁。
- 10) 酒井克彦「所得税法の給与所得と「従属性」（上）」税務事例46巻1号5頁。
- 11) 佐藤英明「給与所得の意義——事業所得との区別」税務事例研究56巻32頁。
- 12) 酒井克彦教授は、非独立性要件は事業所得に該当しないことを考える消極的要件ではあっても、これを給与所得該当性の積極要件と置き換えることは妥当ではないと述べている（酒井克彦・前掲注10)7頁）。
- 13) 訟務月報24巻11号2430頁。
- 14) 行集19巻4号763頁，訟務月報14巻6号103頁。
- 15) 判例時報524号38頁。
- 16) 訟務月報19巻3号73頁。
- 17) 訟務月報48巻7号1831頁。
- 18) 判例時報1763号197頁。

- 19) 平成 8 年 9 月 25 日裁決。裁決事例集 52 号 56 頁。
- 20) 盛岡地裁平成 11 年 4 月 16 日判決。訟務月報 46 卷 9 号 3713 頁。
- 21) 仙台高裁平成 11 年 10 月 27 日判決。訟務月報 46 卷 9 号 3700 頁。
- 22) 法人税法第 2 条 8 号，法人税基本通達 1-1-1。
- 23) 金子宏教授は，組合についていくつかの重要な租税法上の解釈問題として，各組合員は，組合と契約を締結することができるか，またその場合の対価はどの種類の所得に該当するかを挙げている（金子宏・前掲注 1）484 頁）。
- 24) 民集 59 卷 1 号 64 頁。
- 25) 酒井克彦教授は，最高裁平成 17 年判決は，「労務の提供者と労務の提供を受けた者以外の（第三者）によって経済的利益の給付がなされたという特異なケースである。」として，最高裁平成 17 年判決が，最高裁昭和 56 年判決を「本件に適切でない」としたのは，その当時では争点になり得ないものであったからであるとしている（酒井克彦「所得税法の給与所得と「従属性」（下）税務事例 46 卷 2 号 21 頁）。
- 26) 裁判所 HP より http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/154/084154_hanrei.pdf（平成 28 年 10 月 30 日に確認）。
- 27) 金子宏・前掲注 1）484 頁。
- 28) 佐藤英明・前掲注 11）42 頁。

参考文献

- （1）牛嶋勉「勤務弁護士収入の所得区分と必要経費」（税務事例研究 111 号 25 頁，2009 年）
- （2）奥谷健「事業所得と給与所得の区別」『租税判例百選（第 6 版）』（有斐閣，2016 年）
- （3）岡村忠生「組合員がその組合に従事して得た収入と給与所得」（民商法雑誌 126 卷 6 号 908 頁，2002 年）
- （4）金子宏『租税法（第 21 版）』（弘文堂，2016 年）
- （5）金子宏・佐藤英明・増井良啓・渋谷雅弘編『ケースブック租税法（第 4 版）』（弘文堂，2004 年）
- （6）北野弘久『サラリーマン税金訴訟（増補版）』（税務経理協会，1990 年）
- （7）酒井克彦「所得税法の給与所得と『従属性』（上）」（税務事例 46 卷 1 号 67 頁，2014 年）
- （8）酒井克彦「所得税法の給与所得と『従属性』（下）」（税務事例 46 卷 2 号 20 頁，2014 年）

- (9) 佐藤英明「給与所得の意義と範囲をめぐる諸問題」『租税法の基本問題』(有斐閣, 2007 年)
- (10) 佐藤英明「給与所得の意義——事業所得との区別」(税務事例研究 56 号 25 頁, 2000 年)
- (11) 佐藤英明「使用者から与えられる報奨金等が給与所得とされる範囲」(税務事例研究 61 号 21 頁, 2001 年)
- (12) 佐藤英明「『給与』をめぐるいくつかの問題点」(税務事例研究 79 号 21 頁, 2004 年)
- (13) 佐藤英明「『給与』をめぐる諸問題」(総合税制研究 12 号 213 頁, 2004 年)
- (14) 清永敬次「いわゆる減額再更正処分の取消を求める訴の利益の有無」(民商法雑誌 85 巻 6 号 1023 頁, 1982 年)
- (15) 園部逸夫「事業所得と給与所得の区別」『租税判例百選 (第 2 版)』(有斐閣, 1983 年)
- (16) 高橋祐介「民法上の組合の組合員が組合の事業に係る作業に従事して労務費の名目で支払を受けた金員が給与所得にあたるとされた事例」(税法学 548 号 111 頁, 2002 年)
- (17) 武田昌輔監修『DHC コンメンタール所得税法』(第一法規, 1983 年)
- (18) 田中治「給与所得者の経済的利益に対する課題」(税務事例研究 59 号 31 頁, 2001 年)
- (19) 田中治「給与所得概念における従属的労務性」(税務事例研究 83 号 25 頁, 2005 年)
- (20) 水野忠恒『体系租税法』(中央経済社, 2015 年)
- (21) 水野忠恒編『テキストブック租税法』(中央経済社, 2016 年)
- (22) 渡辺徹也「給与所得該当性に関する判断基準としての非独立性と従属性——事業所得との相違——」(税務事例研究 145 号 20 頁, 2015 年)

(原稿受付 2016 年 9 月 29 日)

2016 年度（平成 28 年度）経営経理研究所

月例研究会報告

2016 年度・経営経理研究所主催の月例研究会は下記のとおり開催された。

(1) 4 月例会（4 月 15 日・金）

テーマ 「移動スーパーの業態特性 ― 効率性の観点から ―」

報告者 池田 真志（商学部准教授）

〈要 旨〉

近年、「買い物弱者問題」や「フードデザート問題」を背景に、移動スーパーを導入する企業が増えている。しかしながら、移動スーパーは採算を取ることが難しい事業である。本報告は、移動スーパーの業態特性を、時間と空間の効率性の観点から明らかにすることを目的とした。

移動スーパーは、買い物が高齢者にとって便利であるとはいえ、採算が取れなければ事業として継続し続けることは難しい。事例とした移動スーパーでは、採算ラインの売り上げを確保するために、多くの販売地点を一日で回るため、販売地点間の移動時間を短くするなどの効率化の工夫がなされていた。さらに、丸正やコープさっぽろの移動スーパーのような戸別訪問に近い形態では、一人の販売員でも限られた時間内で多くの販売地点を回れるように、販売地点に到着してからすぐに販売できるような工夫がトラックになされている。すなわち、販売地点間の移動距離や時間を短くすること、到着してから販売を開始するまでの時間や販売を終了してから出発するまでの時間を短くする工夫が、多くの販売地点を回ることを可能にしている。このように移動スーパーは効率を重視する一方で、家から出ることが大変な利用者に対して、玄関の中まで入って対応をしたり、トラックまで来た利用者の商品を玄関まで運ぶなど、利用者に応じた対応もなされている。他方で、京王電鉄の移動スーパーのように、停車時間と場所を固定し、1 か所に長い時間停車する移動スーパーは、小型店舗をその都度開設している形態であり、移動の面で効率性を追求することは難しい。しかしながら、小売店がない地域や撤退した地域に小型店舗を提供できる点で、周辺の利用者に買い物環境を提供することができる。

これらの移動スーパーの収益に関しては、丸正とコープさっぽろは黒字で移動スーパーを展開している。移動スーパー黒字化の要因は一つではないが、本研究で検討

してきたような効率的な巡回も重要である。

さらに、今回取り上げた事例では、移動スーパーの黒字化のために、効率化によって単純に売上高を確保しようとしているだけではない。在庫ロスは収益の悪化につながるため、3つの事例とも夕方までには帰店して、商品を店舗の棚に戻している。すなわち、移動スーパーで販売できなかった商品を店舗で販売することによって在庫ロスの削減につなげている。

(2) 5月例会（5月13日・金）

テーマ 「公共スポーツ施設経営における地域コミュニティとの協働戦略
—— A社のケーススタディを通じた制度的条件と成果の検討 ——」

報告者 松橋 崇史（商学部准教授）

〈要 旨〉

本発表では公共スポーツ施設の指定管理者が、地域の多様な主体との協働（以下、「地域協働」）を促すことによって指定管理者が得る成果を高めるという「地域コミュニティとの協働戦略」に焦点を当てる。「地域コミュニティとの協働戦略」の採用に前向きな新潟県内のA社を対象に、A社が担う2つの野球場の管理を分析対象とする。2つの野球場は同規模であり異なる自治体に立地する。そして、自治体の指定管理者制度の運用の違いがそれぞれの施設管理における「地域コミュニティとの協働戦略」の採用に与える影響と、「地域コミュニティとの協働戦略」採用の成果を把握する。

指定管理者制度は2003年に導入され、当初は、施設管理における無駄の排除やサービス水準の維持・向上の確保が課題となった。制度導入から10年以上が経過して一定の成果が出る中で、指定管理者が施設をより発展的に運用するための1つの方向性に「地域コミュニティとの協働戦略」を通じた施設の有効活用がある。「地域協働」とは、指定管理者が実施する事業に対して、ボランティアや協賛などを通じて協力する市民ないし組織を募り、それらの主体とともに施設での独自事業を展開することを言う。調査では半構造化インタビューを次の人々に実施した。①管理企業の社長及び社員、②2つの自治体の担当者、③2つの野球場のスタッフ、④管理企業と協働する地域コミュニティの多様な主体。

主な知見は次の通りである。第1に、自治体にとっては「地域協働」が展開可能な組織に対して公共スポーツ施設の管理権限の一部を付与することが、指定管理者が「地域コミュニティとの協働戦略」を推進するために重要であることが示唆された。第2に、「地域コミュニティとの協働戦略」を採用することは指定管理者にとって3つの良い成果を生むために重要であることが示唆された。まず、指定管理者が

地域協働を推進するスキルを高められるようになる。次に、指定管理者が地域協働を推進することで、信頼関係が構築され、地域協働のためのコストを低減できることがある。このことによって、様々な事業において地域協働のアプローチを採りやすくなる。そして、施設における様々な事業を展開するにあたって地域協働のアプローチを採用することは、それぞれの事業規模の拡大が可能であることやまちづくりに寄与するという点から、自治体に評価され、自治体との信頼関係の構築にもつながる。

(3) 6月例会（6月10日・金）

テーマ 「旅行産業における活性化施策の分析」

報告者 太田 実（商学部准教授）

〈要 旨〉

旅行業界は、概して他業界に比べてマーケティングの意識が稀薄である。業界団体や大手の一部が市場調査・分析を行うばかりであり、マーケティング志向より「経験論」への依拠が非常に強いように見受けられる。確かに、「経験」に基づく方法は、旅行という無形の財を商品とする業態では、ある程度の有効性を持ち得よう。しかし、情報技術が進み、旅行者の属性や、目的の多様化・高度化・専門化が進展する中、「理論」の裏付けがなければ、市場の量的拡大に対応してきた旅行業は、現在進行している質的拡大に対応し得ないと考えている。

さらに言えば、従来は、大雑把なマス・マーケティングによる手法でもそれなり効果が得られていたが、これからは、属性、目的地、価格、販売チャネルをミックスした、もう一段踏み込んだマーケティングが必要になってくると考えられる。加えて、社会的使命への対応、付加価値の創造が必須であり、これらにも留意した経営戦略が求められる。

旅行業を取り巻く環境は次第に好転しており、中高年層の消費が活発化し、質の高い高額旅行商品の売れ行きが好調になるなど、消費活動の変化も見られるようになってきた。さらに、旅行需要は海外の不安要因の低減により、マイナスから再びプラスへの上昇期（回復期）にある。一方で、消費行動の変化（多様化）、インターネット予約サイトの台頭、サプライヤーの直販化など、市場構造も大きく変化しており、今後、旧態依然とした企業は市場からの撤退を余儀無くされるものと推測される。

「旅行会社不要論」が叫ばれる中、「必要とされ続けるため」には、旅行産業が社会的な側面から「使命に応えていくこと」、そして経済的な側面から「付加価値を創造・提供していくこと」が極めて重要になるものと想定でき、さらには以上の要

件を達成し得るだけの人材が確保されて、初めて旅行産業の活性化（全体市場拡大・個別企業の経営的成功）が成されるものと考えられる。

以上を踏まえて、研究の方向性を「旅行業に課された社会的使命は何か。そしていかに応えていくのか」、「付加価値を創造とは何か。そしていかに提供していくのか」、「いかに人材を育成していくのか」という3点に定めていることを示した。

(4) 7月例会（7月15日・金）

テーマ 「商業教育の現状と課題」

報告者 今井 文俊（商学部准教授）

〈要 旨〉

本報告では、高等学校における商業教育がいかに行われているか、また、どのような課題をはらんでいるかについて明らかにすることを目的とした。

商業教育の第一の目標は、卒業後の進路を見据えた職務遂行能力の育成にあり、近い将来ビジネス社会で貢献できるよう、ITスキルや会計スキルの向上が高く掲げられている。そのキーワードとなるのが反復学習であり、具体的には電卓やパソコンといったビジネスツールの操作や、簿記の記帳技術を高める取り組みなどが日々の授業で行われている。

また、大学への接続教育としての役割を果たすことも、年々ウエイトを高めている目標である。商業教育は職業教育であり、最終教育としての意味合いを持つが、一方で、大学における学修や研究の基礎、前提にもなる。反復学習で身に付いた知識や技術を論理的思考で応用、発展させられるように、高等学校で強固な土台を作り上げたい。

現行の学習指導要領による商業教育は、マーケティングや会計など4分野16科目と、分野を横断して幅広い学習内容を扱う基礎的科目1科目、総合的科目3科目、合計20科目で構成されている。商業科を学科として設置している高等学校であれば、どの学校でも概ね全体の3分の1は商業科目を履修し、学校の教育目標や実情に合わせたカリキュラムが組まれている。

ただし、商業教育の取り組みを俯瞰するなら、多くの科目で「検定試験に合格させるための授業」がなされているのが現状である。検定試験は多岐にわたる。そのため、検定試験の日程や限られた授業時間を時系列で捉え、より高度な検定試験に合格できるよう無駄のない学習計画が立てられている。

確かに検定の資格取得は、希望する企業の内定や上級学校への入学に、ある程度アドバンテージになるかもしれない。しかし、他者との競争は資格取得の有無では決まらない。高いプライオリティを保障してくれるものでもない。そうした検定試

験の微妙な立ち位置もあり，現場の商業科教員はすべからず検定に傾斜した授業に疑問を持ちつつも，生徒に付加価値を持たせるべく検定中心の授業をしなければならぬジレンマを抱えている。

商業教育を学ぶことは，勤労観や職業観を醸成し，職業人としてのライフロールを演じる上で意義あるものだが，検定試験に対する取り組みをどのように昇華していくか，ここに高等学校における商業教育の難しい課題がある。

○拓殖大学 研究所紀要投稿規則

(目的)

第1条 拓殖大学（以下、「本学」という。）に附置する、経営経理研究所、政治経済研究所、言語文化研究所、理工学総合研究所及び人文科学研究所（以下、「研究所」という。）が発行する紀要は、研究成果の多様な学術情報の発表の場を提供し、研究活動の促進に供することを目的とする。

(種類)

第2条 研究所は、次の紀要を発行する。

- (1) 経営経理研究所 紀要『拓殖大学 経営経理研究』
- (2) 政治経済研究所 紀要『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』
- (3) 言語文化研究所 紀要『拓殖大学 語学研究』
- (4) 理工学総合研究所 紀要『拓殖大学理工学研究報告』
- (5) 人文科学研究所 紀要『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』

(投稿資格)

第3条 研究所が発行する紀要の投稿者（共著の場合、投稿者のうち少なくとも1名）は、原則として研究所の研究員でなければならない。

2 研究所の編集委員会（以下「編集委員会」という）が認める場合には、研究員以外も、投稿することができる。

(著作権)

第4条 研究所が発行する紀要に掲載された著作物の著作権は、研究所に帰属する。

2 研究所が必要と認める場合には、投稿者の許可なく、著作物の転載や引用を許可する。ただし、事後に投稿者に報告するものとする。

3 研究所の紀要に掲載した著作物は、電子化しコンピュータネットワークを通じて、本学のホームページ等に公開するものとし、投稿者はこれを許諾しなければならない。

(執筆要領および投稿原稿)

第5条 投稿する原稿は、研究所の執筆要領の指示に従って作成する。

2 投稿する原稿は、図・表を含め、原則として返却しない。

- 3 学会等の発行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は、研究所の紀要に投稿することはできない（二重投稿の禁止）。

（原稿区分他）

第6条 投稿区分は、別表1、2のとおり、定める。

- 2 投稿する原稿の区分は、投稿者が選定する。ただし、研究所の紀要への掲載にあたっては、査読結果に基づいて、研究所の編集委員会の議を以て、投稿者に掲載の可否等を通知する。
- 3 研究所の紀要への投稿が決定した場合には、投稿者は600字以内で要旨を作成し、投稿した原稿のキーワードを3～5個選定する。ただし、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は、認めない。
- 4 研究所研究助成を受けた研究成果発表（原稿）の投稿区分は、原則として論文とする。
- 5 研究所研究助成を受けて、既に学会等で発表した研究成果（原稿）は、抄録として掲載することができる。

（投稿料他）

第7条 投稿者には、一切の原稿料を支払わない。

- 2 投稿者には、掲載の抜き刷りを50部まで無料で贈呈する。50部を超えて希望する場合は、超過分について有料とする。

（正誤の訂正）

- 第8条 印刷上の誤りについては、投稿者の申し出があった場合、これを掲載する。ただし、印刷の誤り以外の訂正や追加は、原則として取り扱わない。
- 2 投稿者の申し出があり、研究所の編集委員会がそれを適当と認めた場合には、この限りでない。

（その他）

第9条 本投稿規則に規定されていない事柄については、研究所の編集委員会の議を以て決定する。

（改廃）

第10条 この規則の改廃は、研究所運営委員会の議を経て研究所運営委員会委員長が決定する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 原稿区分（理工学総合研究所以外）

(1) 論 文	研究の課題，方法，結果，含意（考察），技術，表現について明確であり，独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
(2) 研究ノート	研究の中間報告で，将来，論文になりうるもの（論文の形式に準じる）。 新しい方法の提示，新しい知見の速報などを含む
(3) 抄 録	研究所研究助成要領第 10 項(2)に該当するもの。
(4) その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿（判例研究，解説論文，調査報告，資料，記録，研究動向，書評等）については，編集委員会において取り扱いを判断する。
	また，編集委員会が必要と認めた場合には，新たな種類の原稿を掲載することができる。

別表 2 原稿区別（理工学総合研究所）

(1) 展望・解説，(2) 設計・製図，(3) 論文，(4) 研究速報，(5) 抄録（発表作品の概要を含む），(6) 留学報告，(7) 公開講座，(8) 学位論文

『拓殖大学 経営経理研究』執筆要領

1. 発行回数

本紀要は、原則として年3回発行する。各回の発行について、以下の原稿提出締切日を設ける。

第1回 5月末日締切 ―9月発行

第2回 9月末日締切 ―12月発行

第3回 12月末日締切 ―3月発行

紀要冊子としての発行のほか、拓殖大学経営経理研究所（以下、「当研究所」という）のホームページにもその内容を掲載する。

2. 執筆予定書の提出

本紀要に投稿を希望する者は、『拓殖大学 経営経理研究』執筆予定表を当研究所に提出しなければならない。各年度における執筆予定表の提出期限は、別に定めるものとする。

3. 使用言語

使用言語は、原則として日本語又は英語とする。

これら以外の言語で執筆を希望する場合には、事前に経営経理研究所編集委員会（以下、「編集委員会」という）に申し出て、その承諾を得るものとする。

4. 様式

(1) 投稿区分の指定

投稿規則に示された、「論文」、「研究ノート」、「抄録」以外の「その他」にあたる投稿原稿は、「資料」、「調査報告」、「判例研究」、「書評」、「公開講座」、「文献紹介」、「学会展望」、「その他」のいずれかに区分される。

(2) 字数の制限

投稿原稿は、A4縦版、横書きで作成し、原則として下記の字数を上限とする。図表についても挿入部分に対応した文字数で換算し、制限に含める。日本語以外の言語による原稿についても、これに準ずる。

I	論文、研究ノート	24,000 字
II	資料、調査報告	20,000 字
III	I、II 以外	6,000 字

ただし編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を複数回に分割して投稿することができる。その場合、最初の稿で投稿記事の全体像と分割回数を明示しなければならない。

(3) 投稿原稿の取扱

投稿原稿の受理日は、完成原稿が編集委員会に到着した日とする。

投稿原稿原本は編集委員会に提出された原稿とし、その写しを投稿者が保管する。

(4) 投稿原稿は、原則としてワープロ・ソフトで作成したものに限定する。

(5) 原稿作成にあたっては、A4用紙を使用し、原則として、日本語原稿は横書きで1行33文字×27行、英文原稿はスペースを含め1行に半角66文字、ダブルスペースで作成すること。

(6) 数字はアラビア数字を用いること。

(7) 上記以外の様式で投稿する場合には、編集委員会と協議する。

5. 表紙

投稿原稿の提出に際しては、『『拓殖大学 経営経理研究』投稿原稿表紙』に必要事項を記入し、ホームページでの公表を認める捺印を行った上で提出すること。

6. 図・表・数式の表示

(1) 図・表の使用は必要最小限にとどめ、それぞれに通し番号と図・表名を付け、本文中の挿入位置を指定する。図表についても挿入部分に対応した文字数で換算し、制限に含める。

(2) 図・表は、そのまま印刷できる形式で作成すること。

(3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現すること。

7. 注・引用・参考文献

(1) 注は、必要箇所の右肩にアラビア数字で通し番号をつけることで、記載があることを示すこと。

また、注記内容は文末、あるいは注をつけた部分の記載頁の下に記載するものとする。参考文献の表記は、文末に一括して記載するものとする。

(2) 英文の場合は、*The Chicago Manual of Style* を準用する。

8. 電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会による審査後、編集委員会により指示された修正・加筆などが済み次第、完成原稿のデジタルデータと、それをプリントした出力原稿1部を提出すること。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿論文等データを保管しておくこと。

9. 掲載の可否、区分の変更、再提出

(1) 投稿原稿の採否は、編集委員会が指名する査読者の査読結果に基づいて決定する。

(2) 投稿した原稿を、編集委員会の許可なしに変更してはならない。

(3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正や部分的な書き直しを求めることができる。

(4) 編集委員会において本紀要に掲載しないことを決定した場合には、拓殖大学経営経理研究所長名の文書でその旨を執筆者に通達する。

10. 校 正

掲載が認められた投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、編集委員会と所長が三校を行う。

校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

校正は、所長の指示に従い迅速に行う。

投稿者による校正が決められた期日までに行われない場合、紀要掲載の許可を取り消すことがある。

11. 改 廃

この要領の改廃は、経営経理研究所会議の議を経て、経営経理研究所長が決定する。

附 則

本要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

執筆者紹介（目次順）

中 村 竜 哉	商学部教授（コーポレート・ファイナンス）
金 山 茂 雄	商学部教授（経営情報論）
村 松 芳 弘	商学部講師（初級簿記）

編集委員 中村竜哉 金山茂雄 武上幸之助 田嶋規雄 内田金生 島内高太

拓殖大学 経営経理研究 第108号 ISSN 1349-0281

2017（平成29）年1月30日 印刷

2017（平成29）年2月6日 発行

編 集 拓殖大学経営経理研究所編集委員会

発行者 拓殖大学経営経理研究所長 中村竜哉

発行所 拓殖大学経営経理研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番14号

Tel. 03-3947-7595 Fax. 03-3947-2397（研究支援課）

印刷所 株式会社 外為印刷

TAKUSHOKU UNIVERSITY
RESEARCH IN
MANAGEMENT AND
ACCOUNTING

No. 108

December 2016

Articles

Is a stock price increasing

if its ROE is more than 8% ?NAKAMURA Tatsuya (1)

Verification of the importance

and the need for information security ...KANAYAMA Shigeo (27)

A Study of Cases

Concerning Compensation income ...MURAMATSU Yoshihiro (51)

Edited and Published by

THE BUSINESS RESEARCH INSTITUTE
TAKUSHOKU UNIVERSITY

Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo, Japan